

## 評価概要

第1 評価対象事業77事業のうち、事業の必要性、効率化、合理化等の観点から見直す必要があることが判明した事業は、既に措置を講じた事業を含め、合計で36事業（46.8%）であった。

また、新たに目標設定を行った事業は11事業、平成17年度より目標を改善した事業は19事業であった。

### 第2 評価類型

1 目標を達成（一部見込みを含む）した事業（58事業、75.3%）

（1）引き続き適切に実施する必要がある事業 32事業

（2）見直しが必要な事業

① 既に一部について見直しを行った事業 1事業

② 既に一部について見直しを行ったが、さらに、必要性、効率化、合理化等の観点から見直す必要がある事業 5事業

③ 今後、必要性、効率化、合理化等の観点から見直す必要がある事業 16事業

（3）既に廃止した事業 4事業

2 目標を一部達成した事業（16事業、20.8%）

※ 目標達成のために広報等の手法の検討が必要

（1）引き続き適切に実施する必要がある事業 9事業

（2）見直しが必要な事業

① 既に一部について見直しを行ったが、さらに、必要性、効率化、合理化等の観点から見直す必要がある事業 1事業

② 今後、必要性、効率化、合理化等の観点から見直す必要がある事業 4事業

（3）既に廃止した事業 2事業

3 目標を達成できなかった事業（3事業、3.9%）

（1）既に一部について見直しを行ったが、さらに、廃止を含め見直す必要がある事業 1事業

（2）既に廃止した事業 2事業

### 第3 目標の見直し

1 新たに目標設定（11事業）

（1）平成18年度に新たに目標設定した事業 5事業

（2）平成18年度新規事業 6事業

2 平成17年度目標を改善した事業（19事業）

1 被災労働者の社会復帰の促進

労働者災害補償保険法第29条第1項第1号に規定する療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために実施する次表の事業についての平成17年度の評価及び平成18年度の目標は以下のとおり。

(単位:百万円)

施策名	労災病院の運営(独立行政法人)		
施策概要	<p>労災特有の疾病に関する予防から治療、リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供する。 また、各都道府県に設置してある産業保健推進センターと連携し、事業主及び勤労者に対する健康確保に関する啓発活動、職場環境の改善指導等を行い、事業場における産業保健活動の支援を行う。 さらに、民間病院では行うことが困難な勤労者医療を全国的なネットワークを構築して提供し、被災労働者の早期職場復帰のほか、勤労者の健康確保の面において重要な役割を果たしている。</p>	17年度 予算額	11,495
17年度 成果目標	<p>○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標(別紙1)を達成する。(対象期間:平成16年4月~平成21年3月) なお、平成17年度における目標は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 珪肺労災病院及び大牟田労災病院については、平成18年3月31日までに廃止する。また、平成18年度及び19年度を予定時期とする統廃合対象病院については、統廃合に向けた準備を進める。</li> <li>2 各労災疾病研究センターにおいて、四肢切断、骨折等の職業性外傷、せき髄損傷に関し、これまでの研究成果を基に、労災指定医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース(ホームページ)を構築し、既存のデータ・ベース(ホームページ)と併せてアクセス件数3万6千件以上を得る。</li> <li>3 地域医療連携室において次のような取組を行うとともに、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を70%以上得る。 ア 労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、38%以上の患者紹介率を確保する。 イ 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関の診療時間等に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるよう媒体の多様化を図り、1万2千人以上を対象にモデル医療の普及を行う。 ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ1万8千件以上の受託検査を実施する。</li> <li>4 救急救命士の病院研修受入や連絡会議の開催等により消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これらにより、6万1千人以上の救急搬送患者を受け入れることが可能な体制を整備する。</li> <li>5 全ての労災病院において患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を70%以上得る。</li> </ol>		
成果目標を達成するための手法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個々病院ごとの「労災病院統廃合実施計画」に基づき廃止に係る業務を進める。</li> <li>2 各労災疾病研究センターにおいてデータベースの構築を実施し、質の高い情報を効率よく提供する。</li> <li>3 患者紹介に関する労災指定医療機関との連携機能の強化等勤労者医療の地域支援の推進を行う。</li> <li>4 救急救命士の病院研修受入等による消防機関との連携の強化、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフの育成配置を行う。</li> <li>5 日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、さわやか患者サービス委員会活動、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、より良質な医療を提供する。 また、医療安全チェックシートを見直し、全ての労災病院で活用するとともに、医療安全に関する研修及び医療安全推進週間を実施し、医療安全に関する知識・意識の向上を図る。</li> </ol>	成果目標の達成度の事後的な評価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成18年度に年度評価、平成21年度に事後評価を実施する。

1

実績	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 珪肺労災病院及び大牟田労災病院については、平成18年3月31日廃止。</li> <li>2 各労災疾病研究センターにおけるモデル医療情報などへのアクセス件数：38,260件</li> <li>3 利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価：77.0% <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 患者紹介率：42.3%</li> <li>イ モデル医療の普及対象者数：18,681人</li> <li>ウ 受託検査実施件数：27,119件</li> </ol> </li> <li>4 救急搬送患者受入数：66,699人</li> <li>5 全労災病院における平均満足度：78.9%</li> </ol>		
評価	<p>評価委員会では、「労災病院の統廃合については、受診患者の診療・療養先の確保、職員の雇用の確保等に配慮し、計画どおり円滑に処理したことは評価できる。なお、今後予定されている病院の廃止・統合についても順調な取組を期待する。中期計画に掲げた数値を上回った実績があり、高く評価する。勤労者医療の地域支援については、患者紹介率、高度医療機器の受託検査の実施件数が中期目標比で十分な実績を上げている。特に、労災指定医療機関等に対して満足度調査を実施し、医師から77.0%の満足度を得たことは評価できる。」とされたところであり、引き続き労災特有の疾病に関する予防から治療、リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療の提供、各労災疾病研究センターにおけるモデル医療情報等のデータベース構築の実施、患者紹介に関する労災指定医療機関との連携機能の強化等勤労者医療の地域支援の推進、「労災病院統廃合実施計画」に基づく廃止業務の推進等を行う必要がある。</p>		
18年度 成果目標	<p>○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成18年度における目標は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 岩手労災病院については、平成19年3月31日までに廃止する。平成19年度を予定時期とする統廃合対象病院については、統廃合に向けた準備を進める。</li> <li>2 各労災疾病研究センターにおいて、高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患、働く女性のためのメディカルケア分野に関し、これまでの研究成果を基に、労災指定医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）を構築し、既存のデータ・ベース（ホームページ）と併せてアクセス件数4万7千件以上を得る。</li> <li>3 地域医療連携室において次のような取組を行うとともに、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を70%以上得る。 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、40%以上の患者紹介率を確保する。</li> <li>イ 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関の診療時間等に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるよう媒体の多様化を図り、1万2千人以上を対象にモデル医療の普及を行う。</li> <li>ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ2万1千件以上の受託検査を実施する。</li> </ol> </li> <li>4 救急救命士の病院研修受入や連絡会議の開催等により消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これらにより、6万3千人以上の救急搬送患者を受け入れることが可能な体制を整備する。</li> <li>5 全ての労災病院において患者から満足いく医療が受けられている旨の評価を70%以上得る。</li> </ol>	18年度 予算額	11,281
施策名	医療リハビリテーションセンターの運営（独立行政法人）		
施策概要	被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を提供する。	17年度 予算額	-

2	17年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成17年度における目標は以下のとおり。 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。		
	成果目標 を達成す るための 手法	四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業復帰に向けた機能の改善状況を勘案しつつ、職業リハビリテーションセンターとの連携を図る。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成18年度に年度評価、平成21年度に事後評価を実施する。
	実 績	医学的に職場・自宅復帰可能となった退院患者割合：80.5%		
	評 価	評価委員会では、「前年度に引き続き、中期目標に記載されている職場・自宅への復帰が可能である患者の割合を上回る実績となり、評価できる。」とされたところであり、引き続き被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を提供する必要がある。		
18年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成18年度における目標は以下のとおり。 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。		18年度 予算額	-

3	施 策 名	総合せき損センターの運営（独立行政法人）			
	施策概要	被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供する。		17年度 予算額	-
	17年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成17年度における目標は以下のとおり。 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後の医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、せき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。			
	成果目標 を達成す るための 手法	外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、職業復帰に向けた機能の改善状況を勘案しつつ、せき髄損傷者職業センターとの連携を図る。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成18年度に年度評価、平成21年度に事後評価を実施する。	
	実 績	医学的に職場・自宅復帰可能となった退院患者割合：83.9%			
評 価	評価委員会では、「前年度に引き続き、中期目標に記載されている職場・自宅への復帰が可能である患者の割合を上回る実績となり、評価できる。」とされたところであり、引き続き被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供する必要がある。				

18年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成18年度における目標は以下のとおり。  外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後の医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、せき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。	18年度 予算額	-
--------------	--	-------------	---

4	施策名	労災リハビリテーション作業所の運営（独立行政法人）	
	施策概要	入所者の自立更正の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者個々の状況に応じた適切な生活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより自立能力の確立を図る。	17年度 予算額
	17年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成17年度における目標は以下のとおり。  入所者毎の社会復帰プログラムに則り、定期的（3ヶ月に1回程度）にカウンセリングを実施するなどの支援を行い、社会復帰率を23.1%以上とする。	
	成果目標 を達成す るための 手法	各人の適性に応じた社会復帰プログラムの作成や就職指導等により自立能力を早期に確立する。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法
	実 績	社会復帰率：23.7%	
	評 価	評価委員会では、「入所者毎の社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングにより数値目標である社会復帰率が平成16年度に比し1.6ポイント高まったことは評価できる。」とされたところであり、引き続き入所者の適性に応じた社会復帰プログラムの作成・就職指導等により、自立能力の確立を図る必要がある。	
	18年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成18年度における目標は以下のとおり。  入所者毎の社会復帰プログラムに則り、定期的（3ヶ月に1回程度）にカウンセリングを実施するなどの支援を行い、社会復帰率を24.7%以上とする。	18年度 予算額

	施策名	休養施設及び労災保険会館の運営（独立行政法人）	
	施策概要	「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、平成17年末までに全て廃止する。	17年度 予算額

5	17年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成17年度における目標は以下のとおり。  休養施設「水上荘」、「別府湯のもりパレス」及び労災保険会館を平成18年3月31日までに廃止する。		
	成果目標 を達成する ための 手法	「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定） に基づき廃止に係る業務を進める。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成18年度に年 度評価、平成21年度に事後評価を実施する。
	実 績	水上荘については、平成17年5月31日廃止。 別府湯のもりパレスについては、平成17年11月30日廃止。 労災保険会館については、平成18年3月31日廃止。		
	評 価	評価委員会では、「計画どおり円滑に処理したことは評価できる。」とされたところである。		
	18年度 成果目標	※ 平成17年度限り。		18年度 予算額

6	施 策 名	納骨堂の運営（独立行政法人）		
	施策概要	産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談窓口の設置及び植栽による環境美化を行う。		17年度 予算額
	17年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成17年度における目標は以下のとおり。  遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を80%以上得る。		
	成果目標 を達成する ための 手法	産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行う。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成18年度に年 度評価、平成21年度に事後評価を実施する。
	実 績	遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価：89.5%		
評 価	評価委員会では、「中期目標に掲げた数値を上回り高く評価する。」とされたところであり、引き続き産業殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行 う必要がある。			

18年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成18年度における目標は以下のとおり。 遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を80%以上得る。	18年度 予算額	-
--------------	---	-------------	---

7	施策名	障害者職業能力開発校事業	
	施策概要	障害者の訓練機会及び訓練職種等についての分析調査並びに障害者職業能力開発校の施設等の整備事業。	17年度 予算額 1,263
	17年度 成果目標	障害者に配慮した効果的な訓練用機器及び施設の整備を図ることにより、職業訓練を終了した者の就職率を60%以上とする。	
	成果目標 を達成す るための 手法	労働市場が求める職業能力を付与するため、産業構造の変化等に対応し、障害に配慮した訓練用機器及び施設の整備を図る。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法 就職率を指標として評価を実施する。
	実績	障害者職業能力開発校 就職率：68.5%	
	評価	目標を達成しており、一般の職業能力開発校において職業訓練を受ける事が困難な障害者に対して、その障害特性に適応した職業訓練を行う上で不可欠な事業であり、引き続き実施する必要がある。	
	18年度 成果目標	障害者に配慮した効果的な訓練用機器及び施設の整備を図ることにより、職業訓練を終了した者の就職率を60%以上とする。	18年度 予算額 367

	施策名	身体障害者技能競技大会補助金（独立行政法人）	
	施策概要	障害者が技能労働者として社会に参加する自信と誇りを持つとともに、広く社会一般の障害者に対する理解を深め、その雇用の促進等を図ることを目的として全国障害者技能競技大会を実施すること。	17年度 予算額 60
	17年度 成果目標	中期目標期間中に、競技大会（3回開催）への参加選手を延べ600人以上とし、全都道府県からの選手参加を得ること、及び大会来場者の年々の増加を目指す。 （独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構中期目標対象期間：平成15年10月～平成20年3月）	

8	成果目標を達成するための手法	障害者を多数雇用する事業所等へ選手の参加を勧奨するとともに、多様な障害種別に対応した競技種目・定員の設定を行う。	成果目標の達成度の事後的な評価方法	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の補助事業実績報告書を指標とし、評価を実施する。	
	実績	今大会には47都道府県から270名の選手が参加し、来場者数は約2万3千人であった。 (平成16年度：参加選手229名、来場者19,930名)			
	評価	参加選手数については、2回開催した状況を踏まえると目標を達成する見込みであり、全都道府県からの選手参加及び大会来場者数については目標を達成した。 また、評価委員会では「障害者ワークフェアとの同時開催による参加選手・来場者の増は評価に値する」とされたところである。 ※ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正により、障害者の技能に関する競技大会に係る業務については、納付金関係業務として実施されることとなったため、平成18年度より、身体障害者技能競技大会については障害者雇用納付金により実施することとなる。			
	18年度成果目標	※ 平成17年度限り。		18年度予算額	0

## 2 被災労働者及びその遺族の援護

労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に規定する被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者の及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために実施する次表の事業についての平成17年度の評価及び平成18年度の目標は以下のとおり。

9	施策名	労災年金相談等支援事業				
	施策概要	労災年金受給者とその家族に対する生活相談・援護、労災年金制度に関する広報及び調査等			17年度予算額	1,896
	17年度成果目標	年金受給者に対する訪問相談、労災ケアサポート相談・指導、健康管理医による指導等を効果的に実施することにより、本事業に対する利用者から80%以上の満足度を確保する。				
	成果目標を達成するための手法	労災年金受給者に対する訪問相談、労災ケアサポート相談・指導、健康管理医による指導等を効果的に実施する。	成果目標の達成度の事後的な評価方法	各種相談業務等を利用した者を対象とした満足度調査結果を指標として評価を実施する。		
	実績	「大変満足した」あるいは「満足した」との評価：89.5%				
評価	目標を達成しており、労災年金受給者とその家族等が抱える就労、介護等の諸問題の迅速かつ円滑な解決を図るためには、専門的な指導・相談を安定的・継続的に実施することが不可欠であるが、事業の効率化・合理化を検討する必要がある。					

18年度 成果目標	本事業に対する利用者から、有用であった旨の評価を80%以上得る。	18年度 予算額	1,832
--------------	----------------------------------	-------------	-------

10	施策名	高齢被災労働者対策事業	
	施策概要	高齢重度被災労働者の障害の特性に応じた介護を提供するための施設運営	
	17年度 成果目標	1 労災特別介護施設における脊髄損傷、じん肺等重度被災労働者に対する褥瘡の予防・措置、排泄処置及び酸素吸入療法など障害特性に応じた専門的かつ、きめ細やかな介護サービスを提供するとともに、より一層その質の向上を図り、本事業に対する入居者から80%以上の満足度を確保する。 2 全国8施設の入居者定員800名に対し、年度末までに入居者数720名、入居率90%とする。(16年度末入居者708名に比して12名増とする。)	
	成果目標を達成するための手法	成果目標の達成度の事後的な評価方法	入居者への満足度調査結果及び入居者実績数を指標として評価を実施する。
	実績	1 良好なサービスを受けたとする評価：91.5% 2 入居者数：724名、入居率：90.5% (平成18年3月末実績)	
	評価	目標を達成しており、高齢となった重度被災労働者が、在宅において介護人がいないなどにより日常生活に支障をきたしている状況に鑑み、引き続き、その労災傷病による障害の特性に応じた心身両面にわたる適切な専門的介護を、安定的に継続して行う必要がある。	
	18年度 成果目標	1 本事業に対する入居者から、有用であった旨の評価を80%以上得る。 2 全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均で入居者数720名、入居率90%を維持する。	18年度 予算額

11	施策名	在宅介護支援経費	
	施策概要	在宅の重度被災労働者に対する労災ホームヘルパーによる専門的介護	
	17年度 成果目標	利用者の介護実態に対応した質の高い介護サービスを提供することにより、本事業に対する利用者から80%以上の満足度を確保する。	
	成果目標を達成するための手法	成果目標の達成度の事後的な評価方法	労災ホームヘルプサービスを利用した者を対象とした満足度調査結果を指標として評価を実施する。
	17年度 予算額	90	

実績	「大変満足した」あるいは「満足した」との評価：82.7%		
評価	目標を達成しており、重度被災労働者及びその家族の安定した生活を維持するため、障害に応じた専門的介護サービスの提供が不可欠であることから、引き続き実施する必要がある。		
18年度 成果目標	本事業に対する利用者から、有用であった旨の評価を80%以上得る。	18年度 予算額	89

施策名	労災診療費審査対策事業		
施策概要	労災診療費請求内訳書（レセプト）等の点検(事務的審査)、診療費データの集積管理等を行わせることにより労災診療費の審査体制の強化を図る。	17年度 予算額	3,884
17年度 成果目標	労災診療費請求等について、誤請求率を8.76%（平成15年度実績）以下とする。		
12 成果目標 を達成す るための 手法	1 労災診療費算定基準の徹底を図るため医療機関向けに研修会を実施する。 2 特に算定誤りが多い箇所等について、周知・広報を徹底する。 3 誤請求が多い医療機関に対し直接指導する。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	労災診療費の誤請求率の調査結果を指標として評価を実施する。
実績	平成17年度の誤請求率：8.59%		
評価	目標を達成しており、労災診療費の迅速かつ適正な支払を維持していく上で不可欠な事業であり、引き続き実施する必要がある。		
18年度 成果目標	労災診療費請求等について、誤請求率を8.59%以下とする。	18年度 予算額	3,760

施策名	労災年金担保貸付事業(独立行政法人)		
施策概要	労働者及びその遺族の援護を図ることを目的として、年金たる保険給付を受ける権利を有する者に対する当該権利を担保とする小口の資金貸付事業を行う。	17年度 予算額	35

13	17年度 成果目標	中期目標期間中に、借入申込から貸付実行までの期間を、平成15年度（概ね4週間）に対し、1週間（事務処理日数5日）短縮する。 （独立行政法人福祉医療機構中期目標対象期間：平成16年4月～平成20年3月）		
	成果目標 を達成す るための 手法	独立行政法人福祉医療機構が貸付業務に用いる電算処理システムの見直し等を行う。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成18年度に年度評価、平成20年度に事後評価を実施する。
	実 績	受託金融機関の申込締切日から貸付実行（借入申込者の口座へ入金）までの期間の事務処理日数が22.5日（概ね4週間）（平成15年度の平均事務処理日数）から17.4日（概ね3週間）となり、5.1日間短縮した。		
	評 価	評価委員会では、「平均事務処理期間に関し、中期目標における目標値を大幅に前倒しして達成している。」とされたところであり、引き続き労働者及びその遺族の援護を図るため、迅速な事務処理を実施する必要がある。		
	18年度 成果目標	中期目標期間中に、借入申込から貸付実行までの期間を、平成15年度（概ね4週間）に対し、1週間（事務処理日数5日）短縮する。 （独立行政法人福祉医療機構中期目標対象期間：平成16年4月～平成20年3月）	18年度 予算額	34

### 3 労働者の安全及び衛生の確保

労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に規定する業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保のために実施する次表の事業についての平成17年度の評価及び平成18年度の目標は以下のとおり。

14	施 策 名	特定分野における労働者の労働条件の確保・改善対策事業		
	施策概要	労働者の労働条件の確保・改善対策については、主として定期監督において、個別事業場に対し、法の履行を図らせているところであるが、定期監督のみでは限りがあることから、集団的に指導することにより法の履行確保を図っている。	17年度 予算額	218
	17年度 成果目標	都道府県労働局における集団指導への参加事業場数を5%増加させるとともに、集団指導に出席した事業主等から法令等について理解できた旨の評価を80%以上得る。		
	成果目標 を達成す るための 手法	集団指導の周知を積極的に行うとともに懇切丁寧な指導に努める。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	集団指導終了後に意見聴取する。
	実 績	1 集団指導開催回数：10,918回（平成16年度：11,508回に比べて5%減） 2 集団指導に出席した事業主等から法令等について理解できた旨の評価：94.3%		

評価	参加事業場数は目標を達成できなかったが、事業主等から法令等について理解できた旨の評価は目標を達成しており、労働者の労働条件の確保・改善を図る上で効果があり、新たに改正される法令等の着実な履行を図る必要があるため、引き続き事業を実施する必要がある。		
18年度 成果目標	都道府県労働局において実施する集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏まえた取組を行う旨の回答を80%以上得る。	18年度 予算額	167

施策名	産業保健推進センターの利用促進事業(独立行政法人)		
施策概要	労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与するため、産業保健関係者に対する研修、相談を実施する。また、ホームページ等を通じて産業保健に関する情報を提供する。	17年度 予算額	-
17年度 成果目標	<p>○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標(別紙1)を達成する。(対象期間:平成16年4月~平成21年3月) なお、平成17年度における目標は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>産業保健関係者に対し、延べ2千回以上の研修を実施するとともに、産業保健関係者からの相談を9千6百件以上確保する。</li> <li>産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」、ホームページ及びビデオ・図書により産業保健に関する情報提供を行うとともに、ホームページのアクセス件数については35万件以上得る。</li> <li>地域産業保健センター運営協議会に出席し助言を行う。 また、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、東京、大阪で本部主催の新任研修を行うとともに、各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修を実施する。</li> </ol>		
15 成果目標 達成す ための 手法	ニーズ調査等の結果を研修内容に反映させ質の向上を図る、インターネット等多様な媒体を用いた研修内容、研修の申込受付を実施する、都道府県労働局・労働基準監督署と連携し、地域産業保健センターに対する支援を強化するとともに、事業主に対する広報及び啓発等を行う。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成18年度に年度評価、平成21年度に事後評価を実施する。
実績	<ol style="list-style-type: none"> <li>産業保健関係者に対する研修回数:2,844回、産業保健関係者からの相談件数:15,036件</li> <li>情報誌「産業保健21」:年4回発行、産業保健推進センターのホームページアクセス件数:638,258件</li> <li>地域産業保健センター運営協議会への出席、助言:420回、 地域産業保健センターの新任コーディネーターに対する新任研修開催数:東京1回25人参加、大阪1回20人参加。 地域産業保健センターのコーディネーターに対する能力向上研修開催数:各センターで年1回以上開催し、合計で75回開催。</li> </ol>		
評価	評価委員会では、「産業保健関係者に対する研修又は相談については、アスベスト問題に関して、過去において蓄積した知見を生かし、各センターに健康相談窓口を開設し、現地相談窓口及び講習会を実施するなど、国民の不安の解消に精力的に取り組んだことは評価できる。中期計画に掲げた数値を上回った実績があり高く評価する。」とされたところであり、引き続き労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与するため、産業保健関係者に対する研修・相談の実施、ホームページ等を通じて産業保健に関する情報を提供する必要がある。		

18年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成18年度における目標は以下のとおり。 1 産業保健関係者に対し、延べ2千回以上の研修を実施するとともに、産業保健関係者からの相談を9千6百件以上確保する。 2 産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」、ホームページ及びビデオ・図書により産業保健に関する情報提供を行うとともに、ホームページのアクセス件数については40万件以上得る。 3 各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修を実施する。	18年度 予算額	-
--------------	--	-------------	---

16	施策名	勤労者予防医療センターの運営（独立行政法人）	
	施策概要	勤労者の健康確保を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理を推進する。	17年度 予算額
	17年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成17年度における目標は以下のとおり。 勤労者の過労死予防対策の指導を延べ7万2千人以上、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ1万2千人以上、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ1千9百人以上実施するとともに、利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を70%以上得る。	
	成果目標 達成する ための 手法	労働衛生関係機関との連携や予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等により指導・相談の質の向上を図る、指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮する、センター利用者の満足度調査結果を指導・相談内容に反映させ質の向上を図る。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法 外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成18年度に年度評価、平成21年度に事後評価を実施する。
	実績	1 勤労者の過労死予防対策の指導：113,672人 2 メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談：15,249人 3 勤労女性に対する女性保健師による生活指導：3,280人 4 利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価：90.6%	
	評価	評価委員会では、「勤労者に対する過労死予防、メンタルヘルス不全予防、勤労女性の健康管理対策については、中期目標の数値目標達成に向け大きな成果をあげており、評価できる。」とされたところであり、引き続き勤労者の健康確保を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理を推進する必要がある。	
	18年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成18年度における目標は以下のとおり。 勤労者の過労死予防対策の指導を延べ10万2千人以上、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ1万4千人以上、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ3千人以上実施するとともに、利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を70%以上得る。	18年度 予算額

施策名	海外勤務健康管理センターの運営（独立行政法人）
-----	-------------------------

17	施策概要	海外派遣労働者に対する健康診断を行うほか、健康に関する相談・疾病予防・海外の医療衛生情報について調査・研究を行い、そのデータを随時提供する。	17年度 予算額	-
	17年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成17年度における目標は以下のとおり。 1 海外勤務者や派遣企業に対する広報活動の強化により、健康診断被験者・講習会受講者等の施設サービス利用者を1万2千9百人以上確保するとともに、海外派遣労働者の健康管理の向上に有用であった旨の評価を80%以上得る。 2 海外派遣労働者の健康増進、メンタルヘルス等に関する調査研究を行うとともに、これまでの研究成果をホームページで情報提供し、1万7千件以上のアクセスを得る。		
	成果目標 を達成する ための 手法	海外派遣労働者や派遣企業に対する広報活動の強化、また、定期的にセンター利用者に対し満足度調査、ニーズ調査を行い、その結果を業務運営に反映する。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成18年度に年度評価、平成21年度に事後評価を実施する。
	実 績	1 施設サービス利用者数：14,757人 2 海外派遣労働者の健康管理の向上に有用であった旨の評価：92.7% 3 ホームページアクセス件数：34,513件		
	評 価	評価委員会では、「前年度に引き続き、満足度調査において有用であった旨の回答が中期目標に記載された数値を上回ったほか、海外赴任中の健康管理サービスの提供や海外医療事情に関する情報提供によりセンター利用者数などの実績が順調に成果を上げていることは評価できる。」されたところであり、引き続き海外派遣労働者に対する健康診断の実施、健康に関する相談・疾病予防・海外の医療衛生情報についての調査・研究を行い、そのデータを随時提供する必要がある。		
	18年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成18年度における目標は以下のとおり。 1 健康診断被験者・講習会受講者等の施設サービス利用者を1万3千1百人以上確保するとともに、海外派遣労働者の健康管理の向上に有用であった旨の評価を80%以上得る。 2 海外派遣労働者の健康促進、メンタルヘルス等に関する調査研究成果をホームページで情報提供し、1万8千件以上のアクセスを得る。	18年度 予算額	-

18	施 策 名	海外巡回健康相談事業（独立行政法人）		
	施策概要	海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を行う。	17年度 予算額	-
	17年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成17年度における目標は以下のとおり。 海外に在留する邦人労働者から、海外巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得る。		
	成果目標 を達成する ための 手法	海外巡回健康相談時に満足度調査、ニーズ調査を行い、その結果を次の海外巡回健康相談の業務内容に反映する。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成18年度に年度評価、平成21年度に事後評価を実施する。

実績	海外巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価：94.6%		
評価	評価委員会では、「前年度に引き続き、満足度調査において有用であった旨の回答が中期目標に記載された数値を上回ったことは評価できる。」とされたところであり、引き続き海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を行う必要がある。		
18年度 成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成18年度における目標は以下のとおり。  海外に在留する邦人労働者から、海外巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得る。	18年度 予算額	-

施策名	林業における安全衛生対策の推進事業		
施策概要	林業において多発する「かかり木」による労働災害を防止するため、巡回指導、研修会の実施等により、安全対策の推進を図るもの。 また、林業における振動障害防止対策を推進するため、チェーンソー取扱事業場及び労働者の調査を行い、特殊健康診断の受診状況をシステム管理し、事業主等に対し特殊健診の受診勧奨等を行うとともに、特殊健診を受診していない労働者に対し巡回方式による特殊健診を実施する。	17年度 予算額	92
17年度 成果目標	1 「林業における作業の変化に対応した安全対策の推進」事業に参加した林業事業者における「かかり木処理に係るガイドライン」に基づいた取組等の実施状況を高めるとともに、これら林業事業者に対する研修会における参加者から安全対策の推進に有用であった旨の評価を80%以上得る。 2 チェーンソー取扱作業指導員による現場の巡回指導や振動障害防止対策の啓発・特殊健康診断の実施等により、振動障害の巡回特殊健診の有所見率を7.7%（平成15年度実績）以下にする。		
19 成果目標 を達成す るための 手法	1 巡回指導・研修会の実施、パンフレットによる周知等 2 チェーンソー取扱作業指導員による現場の巡回指導や振動障害防止対策の啓発・特殊健康診断の実施等	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	1 参加者からのアンケートによる評価 2 振動障害の巡回特殊健診の有所見率
実績	1 「林業における作業の変化に対応した安全対策の推進」事業において、「かかり木処理に係るガイドライン」に基づき適切に取組を行う、または今後も継続する旨の回答：92% 同事業における研修会等で、参加者から有用であった旨の回答：90% 2 振動障害の巡回特殊健診の有所見率：10.6%		
評価	「かかり木」に係る安全対策の推進の評価については目標を達成し、振動障害の巡回特殊健診の有所見率については、目標を達成できなかったが、林業における安全衛生対策の取組の推進に効果があった。また、災害発生率が他の産業と比べて高く、小規模事業場が多い林業における労働災害・業務上疾病を防止するためには、引き続き事業を実施する必要があるが、事業の効率化・合理化を検討する必要がある。		
18年度 成果目標	1 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。 2 振動障害の巡回検診の有所見率を7.7%以下にする。	18年度 予算額	78

施策名	建設業における総合的労働災害防止対策事業			
施策概要	建設業における労働災害を防止するため、足場先行工法・手すり先行工法の定着のための研修・指導や専門業種別のリスクアセスメントに係るマニュアルの開発、研修等を行う。	17年度 予算額	841	
17年度 成果目標	1 「専門工事業者安全管理活動等促進事業」の対象工事種である建設業の専門工事業者におけるマネジメントシステムの導入を推進するとともに、これら専門工事業者に対する研修会等における参加者から安全管理活動を行う上で有用であった旨の評価を80%以上得る。 2 建設工事等における墜落防止のため、手すり先行工法の普及率を高める。			
成果目標を達成するための手法	足場先行工法・手すり先行工法の定着のための研修・指導や専門業種別のリスクアセスメントに係るマニュアルの開発、研修等。	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	参加者からのアンケートによる評価。	
20 実績	1 専門工事業者安全管理活動等促進事業 参加者からの本事業における研修会等について有用であった旨の回答：97% 労働安全衛生マネジメントシステムの導入を推進する旨の回答：91% 2 建築工事墜落防止対策推進事業 研修会の参加者からの今後手すり先行工法を採用する旨の回答：52%（手すり先行工法を採用している現場（17年度）：9.4%）			
評価	目標を達成し、建設業の専門工事業者への労働安全衛生マネジメントシステムの導入の推進が図れた。 また、研修会の参加者より、今後、手すり先行工法を採用する旨の回答を52%得たことから、建築工事墜落防止対策推進事業を通じ手すり先行工法の普及促進に効果があった。 しかし、建設業においては依然として災害発生率が高く、墜落災害が建設業の死亡災害の約4割を占めること等から、これらの災害を防止するための取組に対するさらなる指導・支援が必要不可欠であるため、引き続き事業を実施する必要がある。			
18年度 成果目標	1 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とするとともに、事業対象事業場における労働災害（休業4日以上）の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、7.6%以上減少させる。 2 事業対象事業場における手すり先行工法の普及率を50%以上に高める。 3 安全優良職長として厚生労働大臣から顕彰された者が研修会の内容等を活用した安全衛生活動を実施した割合を80%以上とする。	18年度 予算額	742	

施策名	中小地場総合工事業者等における総合的な労働災害防止対策の推進事業			
施策概要	中小地場総合工事業者による下請業者に対する安全管理能力の向上等を図るため、現場所長や店社に対する研修、モデル事業場への個別指導等を行う。	17年度 予算額	231	

21	17年度 成果目標	「中小地場総合工事業者等における総合的な労働災害防止対策の推進」事業に参加した中小総合工事業者における安全衛生計画策定、下請の安全衛生活動に対する指導状況（下請の安全衛生計画作成に対する指導等）を高めるとともに、これら中小総合工事業者に対する研修会等における参加者から安全管理活動を行う上で有用であった旨の評価を80%以上得る。		
	成果目標 を達成す るための 手法	現場所長や店社に対する研修、モデル事業場への個別指導等。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	参加者からのアンケートによる評価。
	実 績	参加者の、本事業における研修会等が安全管理活動を行う上で有用であった旨の回答：99%		
	評 価	目標を達成し、中小地場総合工事業者による現場の安全管理の向上に効果があったが、中小地場工事業者が施行する現場では大手総合工事業者の施行する現場と比べて災害発生率が高い傾向があることから、中小地場総合工事業者における労働災害防止の取組に対するさらなる指導・支援が必要不可欠であるため、引き続き事業の実施が必要であるが、事業の効率化・合理化を検討する必要がある。		
	18年度 成果目標	事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とするとともに、事業対象事業場における労働災害（休業4日以上）の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年と比較し、7.6%以上減少させる。	18年度 予算額	194

22	施 策 名	安全衛生情報センター運営事業		
	施策概要	事業者の安全衛生活動に必要な情報を的確に提供するため、インターネットを通じた災害事例等の安全衛生情報や安全衛生教育ソフトの提供等を行う。技能講習修了者のデータの一元管理を行う。	17年度 予算額	689
	17年度 成果目標	中央労働災害防止協会安全衛生情報センターにおいて、安全衛生情報システムアクセス数525万件（平成15年度実績の5%以上（以下同じ。））、高度視聴覚媒体の利用者数は12,651人、産業安全技術等に係る展示コーナー館利用者数は50,860人以上にする。		
	成果目標 を達成す るための 手法	安全衛生情報センターにおいて提供する災害事例や教育ソフト等の的確な開発、充実等。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	安全衛生情報システムへのアクセス数の自動集計、高度視聴覚媒体及び展示コーナーの利用者数の集計。
	実 績	1 安全衛生情報システムへのアクセス数：約1,162万件 2 高度視聴覚媒体の利用者数：12,390人 3 産業安全技術等に係る展示コーナー利用者数：55,599人		
評 価	安全衛生情報システムへのアクセス件数は大幅に増加し目標を達成し、これらの情報を活用した事業場の安全衛生対策の実施に大きく貢献している。また、高度視聴覚媒体の利用者数及び展示コーナーの利用者数も目標を概ね達成し、社員教育等の一環として効果的に活用された（利用者へのアンケートでは、9割以上から内容について適切との回答を得ている）。安全衛生対策の推進のためには、的確な情報、効果的な教育の提供が必要不可欠であるため、引き続き事業の実施が必要であるが、事業の効率化・合理化を検討する必要がある。			

18年度 成果目標	1 新たに安全衛生情報センターの情報等を利用し安全衛生対策を実施する企業への抽出調査において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。 2 コンテンツの充実等により、安全衛生情報システムへのアクセス件数を816万件（過去3年間の平均の5%増（以下同じ。））、高度視聴覚媒体の利用者数を13,279人、展示コーナーの利用者数を54,554人以上とする。	18年度 予算額	619
--------------	--	-------------	-----

23	施策名	成長産業における安全衛生活動基盤整備事業	
	施策概要	近年著しい成長が見られる産業の業種の中には、危険な作業を有しているにもかかわらず事業者の安全衛生への取組が遅れがちなものがあることから、これらの業種について、業界全体及び事業者の安全衛生活動の促進を図るため、安全衛生規定等の作成、安全衛生協議会の設置等を行う。	17年度 予算額 19
	17年度 成果目標	介護サービス事業の業界団体の構成事業場において、安全衛生規定を作成、または作成予定の事業場の割合を向上させる。	
	成果目標 を達成す ための 手法	業界団体への安全衛生協議会の設置、安全衛生規定等の作成により、業界及び事業場の安全衛生活動を促進を図る。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法 対象事業場へのアンケートにより、安全衛生規定の作成等に係る取組状況を調査する。
	実 績	平成16年度に実施した事業場に対する実態調査等の結果を踏まえて作成した安全衛生規定等を活用し、集団指導、個別指導及びパトロールを実施した。	
	評 価	平成16年度に実施したアンケート調査の結果、安全衛生管理規定を「作成している」と回答した事業場の割合は、約28%であったのに対し、平成17年度に実施した研修会、集団説明会に参加した事業場等を対象としたアンケート調査の結果においては、安全衛生管理規定を「作成している」又は「作成を予定している」と回答した事業場の割合は約63%となっており、本事業の実施を通し、事業場における自主的な安全衛生活動の促進が図られた。また、対象とした業界団体においても、今次総会にて団体内に安全衛生協議会を設置することが決定される予定であることから、業界としての自主的な安全衛生活動を促進するための基盤を整備することができた。	
	18年度 成果目標	※ 平成17年度限り。	18年度 予算額 0

	施策名	交通労働災害防止対策推進事業	
	施策概要	交通労働災害を防止するため、事業場に対する個別指導等により、ガイドラインに基づく対策を推進する。	17年度 予算額 74
	17年度 成果目標	「交通労働災害防止対策推進事業」の個別指導対象事業場における「交通労働災害防止のためのガイドライン」に定める事項（適正な走行管理等）の実施率を高める。	

24	成果目標を達成するための手法	交通労働災害防止のためのガイドラインに定める項目に係る個別指導を適切に実施する。	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	個別指導対象事業場に対し、ガイドラインに定める事項の実施状況に係るアンケート調査を実施する。		
	実績	<p>個別指導を実施した事業場に対する調査の結果、管理体制の確立、交通労働災害防止推進計画の作成に係る項目について、個別指導実施後、約半年弱の短期間においても実施率が高まっており、個別指導の実施により交通労働災害防止への組織的・計画的な取組が推進された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理体制の確立（規定の作成の割合：51%→53%、担当管理者の選任の割合：60%→62%）</li> <li>・交通労働災害防止推進計画の作成（計画の作成の割合：48%→54%）</li> </ul>				
	評価	<p>目標を達成し、個別指導の対象となった事業場のうち、管理体制の確立、交通労働災害防止推進計画の作成に係る項目に係る実施率が高まり、事業場における交通労働災害防止への組織的・計画的な取り組みの推進に効果があった。</p> <p>しかしながら、交通労働災害の発生件数は依然として高い水準にあることから、今後も交通労働災害の防止の徹底は必要不可欠であるため、引き続き事業を実施する必要があるが、事業の効率化・合理化を検討する必要がある。</p>				
	18年度成果目標	個別指導対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とするとともに、個別指導対象事業場における交通労働災害（休業4日以上）の発生件数を事業実施前と事業実施翌年度を比較して9.6%以上減少させる。	18年度予算額	69		

25	施策名	自律的安全衛生管理活動普及促進事業				
	施策概要	事業場の自律的な安全衛生管理活動を推進するため、モデル事業場の育成指導、好事例集等の作成、業種別団体を通じた中小事業場に対する導入支援等により、労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進を図るとともに、企業外専門家による安全衛生診断事業を行う。	17年度予算額	214		
	17年度成果目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「中小企業における自主的安全衛生管理活動の推進」事業において、安全衛生管理に関する診断を受けた事業場のうち、本年度中に改善に取り組む事業場を半数以上とする。</li> <li>2 「中小企業における自主的安全衛生管理活動の推進」事業において、相談を受けた事業場において安全衛生活動を促進する上で有用であった旨の評価を80%以上得る。</li> <li>3 「自律的安全衛生管理活動普及促進事業」の対象団体における労働安全衛生マネジメントシステムの導入に取組む事業場の割合を高める。</li> </ol>				
	成果目標を達成するための手法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象団体に対する相談員等の養成、研修会の実施等に係る支援を通し、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。</li> <li>2 個別事業場に対する労働安全衛生の専門家による安全衛生診断の実施により、事業場の安全衛生水準の向上を図る。</li> <li>3 相談を訪れた事業場に対する的確な回答、解決策の提示等により、事業場の安全衛生水準の向上を図る。</li> </ol>	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象団体において実施した研修会の参加者からのアンケートによる評価。</li> <li>2 安全衛生診断の対象とした事業場に対し、診断後の改善への取組み状況について報告を求め、これを把握する。</li> <li>3 相談を受けた事業場からのアンケートによる評価。</li> </ol>		
	実績	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安全衛生管理に関する診断を受けた事業場による本年度中に改善に取り組む旨の回答：95.2%</li> <li>2 相談を受けた者による相談内容が有用であった旨の回答：94.9%</li> <li>3 研修会実施後、労働安全衛生マネジメントシステムの中核をなすリスクアセスメントについて、来年度の導入について具体的計画を作成する旨の回答：9%</li> </ol> <p>なお、「導入済みであり、さらに進めたい」、「来年度からの導入について検討したい」との回答が25%であった。</p>				

評価	目標を達成し、当該事業の対象事業場のうち、労働安全衛生マネジメントシステムの中核をなすリスクアセスメントに関する取り組みを進める割合が高まったほか、安全衛生診断の結果を踏まえた改善措置に取り組む割合が9割を超えるなど、事業場の自律的な安全衛生管理活動の推進に効果があったが、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムに関する取組を中小規模事業場が単独で行うことは困難であること等から、今後も支援が必要不可欠であるため、引き続き事業を実施する必要があるが、事業の効率化・合理化を検討する必要がある。		
18年度 成果目標	1 本事業の活動に参加した事業対象団体においてリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を50%以上とする。 2 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とするとともに、労働安全衛生マネジメントシステムのモデル事業対象事業場及び診断事業対象事業場における労働災害（休業4日以上）の発生件数を事業実施前と事業実施翌年度を比較して9.6%以上減少させる。	18年度 予算額	215

施策名	労働者の健康情報の保護に関する適切な対応についての普及啓発事業			
施策概要	事業場における労働者の健康情報の保護に関する適切な対応策の普及を図るため、産業医をはじめとする産業保健スタッフ等に対し健康情報の保護に関する研修を実施する。		17年度 予算額	26
17年度 成果目標	健康情報保護に関する産業保健スタッフ等に対する研修については、受講者から普及啓発を図る上で有用であった旨の評価を80%以上得る。			
26 成果目標 を達成す るための 手法	研修内容に適した講師の選定、研修内容の充実。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	受講者からのアンケートによる評価。	
実績	「今後の産業保健活動に有用である」と回答した研修受講者：94.2%			
評価	目標を達成し、研修受講者から高い評価を得ており、労働者の健康情報の保護に関する適切な対応策の普及に効果があった。			
18年度 成果目標	※ 平成17年度限り。		18年度 予算額	0

施策名	産業保健関係者に対するC型肝炎に関する正しい知識の普及事業		
-----	-------------------------------	--	--

27	施策概要	職域においてC型肝炎に関する正しい知識の普及を図るため、産業医等の産業保健関係者を対象とした研修を実施する。		17年度 予算額	5
	17年度 成果目標	C型肝炎に関する産業保健スタッフ等に対する研修については、受講者から普及啓発を図る上で有用であった旨の評価を80%以上得る。			
	成果目標 を達成す るための 手法	研修内容に適した講師の選定、講習内容の充実。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	受講者からのアンケートによる評価。	
	実 績	「有用であった」又は「概ね有用であった」と回答した研修受講者：93%			
	評 価	目標を達成し、研修受講者から高い評価を得ており、更なる職域におけるC型肝炎に関する正しい知識の普及のため、引き続き事業を実施する必要があるが、事業の効率化・合理化を検討する必要がある。			
	18年度 成果目標	研修参加者が、当該研修を踏まえ事業場内におけるC型肝炎に関する新たな教育に取り組む割合を80%以上にする。		18年度 予算額	5

28	施 策 名	小規模事業場の産業保健活動推進事業			
	施策概要	産業医の選任義務のない小規模事業場の産業保健活動を支援するため、集団で自主的に産業医を選任した場合にその費用の一部を補助する。また、深夜業労働者の健康確保を図るため、深夜業労働者が自発的に健康診断を受診した場合にその要した費用の一部を助成する。		17年度 予算額	248
	17年度 成果目標	産業医共同選任事業については、事業終了後に引き続き産業医等による産業保健活動を継続する事業場割合を80%以上とする。			
	成果目標 を達成す るための 手法	補助を受けている事業場に対し、地域産業保健センターに登録し、産業保健指導・援助を受けるよう働きかける等。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	事業終了後に引き続き産業医等による産業保健活動を行うとする事業場割合。	
	実 績	事業終了後に引き続き産業医等による産業保健活動を継続する事業場割合：81%			

評価	目標を達成し、補助を受けている事業場の産業保健活動の定着に効果をあげており、更なる小規模事業場の産業保健活動の推進のため、引き続き事業を実施する必要がある。		
18年度 成果目標	産業医共同選任事業において、事業終了時に引き続き産業医による産業保健活動を継続する事業場割合を81%以上にする。	18年度 予算額	224

施策名	労働衛生関係機関の統一精度管理事業		
施策概要	健康診断機関の行う健診のレベルを向上し、労働者の健康管理を適切に行うため、一定の能力を備えた健康診断機関に対し、保健指導や事後措置についての評価や指導を実施する。 また、作業環境測定機関の測定データの信頼性の維持向上のため、国に登録されている作業環境測定機関の実態調査を実施し、各機関の測定データのバラツキ、正確さを把握し、その結果に基づき必要な講習等の措置を実施する。	17年度 予算額	46
17年度 成果目標	1 優良な健康診断機関の育成事業については、前年度に評価基準を満たさず指導等を行った健診機関の80%以上が評価基準を満たすようにする。 2 統一精度管理事業参加機関による作業環境測定実施事業場数を61,959事業場以上にするるとともに、Aの評価を得る作業環境測定機関の割合（A（優良）、B（良）、C（普通）の3段階で評価）を73.4%以上にする。		
29 成果目標 を達成す るための 手法	1 統一精度管理事業の周知、評価結果に基づき機関に対する講習を実施。 2 評価基準を満たさなかった健診機関の専門技術者に対する研修等を実施。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	1 統一精度管理事業参加機関による作業環境測定実施事業場数、Aの評価を得る作業環境測定機関の割合。 2 前年度に評価基準を満たさず指導等を行った健診機関のうち、今年度評価基準を満たした健診機関の割合。
実績	1 前年度に評価基準を満たさず指導等を行った健診機関が評価基準を満たした割合：100% 2 統一精度管理事業参加機関による作業環境測定実施事業場数：75,913事業場 Aの評価を得る作業環境測定機関の割合：74.0%		
評価	目標を達成し、健康診断機関の健診レベルの向上及び作業環境測定機関の測定データの信頼性の維持向上に効果を上げており、今後もさらなる労働者の健康管理のためには労働衛生関係機関の精度管理は必要不可欠であるため、引き続き事業を実施する必要がある。		
18年度 成果目標	1 前年度に評価基準を満たさず指導を行った全ての健診機関が評価基準を満たすようにする。 2 統一精度管理事業に参加の作業環境測定機関の測定実施事業場数を75,913事業場（17年度実績）以上とするとともに、A（優良）の評価を得る機関の割合を74.0%（17年度実績）以上にする。	18年度 予算額	41

施策名	特定有害業務従事者の離職後特殊健康診断事業		
施策概要	石綿取扱い事業等の有害業務に従事し、離職した労働者に対し、労働安全衛生法第67条に基づき、健康管理手帳を交付し、離職労働者の健康管理を実施する。	17年度 予算額	434

30	17年度 成果目標	有害業務に従事していた労働者に対する離職後の特殊健康診断の受診率を51.4%以上にする。		
	成果目標 を達成す るための 手法	健康管理手帳所持者等に対する健診受診等の勧奨、周知。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	健康管理手帳所持者の特殊健康診断受診率。
	実 績	健康管理手帳所持者に対する特殊健康診断の受診率：48.2%		
	評 価	概ね目標を達成し、有害業務従事労働者の離職後の健康管理に効果があったことから、引き続き事業を実施する必要がある。 なお、18年度予算において類似事業であるじん肺予防対策調査研究等事業と統合を行った。		
	18年度 成果目標	離職後健診の受診率を51.4%以上にする。	18年度 予算額	521

31	施 策 名	呼吸用保護具等の性能の確保のための買取試験実施事業		
	施策概要	呼吸用保護具等の性能を確保するため、防じんマスク及び防毒マスクについて、流通過程において買い取りを実施し、「防じんマスクの規格」及び「防毒マスクの規格」に定める試験を実施する。	17年度 予算額	57
	17年度 成果目標	呼吸用保護具について、買取試験において、重大な欠陥による型式検定の取消が無い状態を維持するとともに、その他の不具合等についての指導を行うべきものの割合を10%以下に維持する。		
	成果目標 を達成す るための 手法	買取試験制度の周知を行うとともに、買取試験の結果、製品に不具合等があったメーカー等に対する指導を行う。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	1 型式検定の基準を下回る重大な欠陥の発生状況。 2 不具合がある呼吸用保護具の割合。
	実 績	防じんマスク及び防毒マスクについて、買取試験の結果、不具合等についての指導を行うべき割合：1.9%（防じんマスク59型式、防毒マスク46型式のうち、防じんマスクは1型式、防毒マスクは1型式） また、重大な欠陥による型式検定の取消はなかった。		
	評 価	目標を達成し、信頼できる製品の製造と流通に効果をあげており、今後も呼吸用保護具等の性能の確保は必要不可欠であるため、引き続き事業を実施する必要がある。		
	18年度 成果目標	抜き打ちによる買取試験を行い、規格に適合しない重大な欠陥が生じない状態を維持するとともに、不具合がある呼吸用保護具の割合を5%以下とする。	18年度 予算額	61

	施策名	じん肺予防対策調査研究等事業		
	施策概要	1 地方じん肺診査医への研修を実施する。 2 法違反は認められないにも関わらず、新規有所見者を発生させた事業場等の調査等を行い、原因と対策を検討する。 3 「じん肺有所見者に対する健康管理教育ガイドライン」について産業保健スタッフに対して講習を行い、当該ガイドラインに沿った教育の普及を行う。	17年度 予算額	23
32	17年度 成果目標	じん肺診断技術等に関する研修及びじん肺有所見者の健康管理に関する講習会の受講者による研修・講習内容がじん肺対策を講じる上で有用であった旨の評価を80%以上得る。		
	成果目標 を達成す るための 手法	講習内容に適した講師の選定、講習内容の充実。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	受講者からのアンケートによる評価。
	実 績	1 地方じん肺診査医研修の受講者による「有用であった」又は「概ね有用であった」との回答：100% 2 本事業における講習会の受講者による「有意義だった」又は「まあ有意義だった」との回答：93.8%		
	評 価	目標を達成し、研修・講習の受講者より高い評価を得ており、更なるじん肺の予防・健康管理の適切な実施のため引き続き事業を実施する必要があるが、事業の効率化・合理化を検討する必要がある。 なお、18年度予算において類似事業である特定有害業務従事者の離職後特殊健康診断事業と統合を行った。		
	18年度 成果目標	研修事業参加者が、当該研修を踏まえ事業場内における健康管理の新たな教育に取り組む割合を80%以上にする。	18年度 予算額	20

	施策名	過重労働・メンタルヘルス対策の推進事業		
	施策概要	過重労働対策及びメンタルヘルス対策を推進するため、事業場に対する具体的取組手法の普及啓発、対策を推進する人材育成、専門家による支援等各種支援事業を実施する。	17年度 予算額	340
33	17年度 成果目標	過重労働・メンタルヘルス対策に係る研修の受講者及びメンタルヘルス対策に関する専門家による支援事業を利用した事業場から、過重労働・メンタルヘルス対策を進める上で有用であった旨の評価を80%以上得る。		
	成果目標 を達成す るための 手法	1 研修内容に適した講師の選定、研修内容の充実。 2 支援内容に適した専門家の選定、支援内容の充実。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	受講者からのアンケートによる評価。

実績	1 メンタルヘルス指針基礎研修の受講者による「参考となる」との回答：94% 2 メンタルヘルス対策支援事業による支援を終了した事業場による「専門家による支援はおおいに役立った」との回答：83.9% 3 産業医等に対する過重労働・メンタルヘルス対策についての研修の受講者による「今後の産業保健活動に有用である」との回答：94.2% 4 精神科医に対する産業保健についての研修の受講者による「今後の産業保健活動に有用である」との回答：90.6%		
評価	目標を達成し、更なる過重労働対策及びメンタルヘルス対策の推進のためには、事業場への研修や支援を実施することは必要不可欠であることから、引き続き事業を実施する必要があるが、事業の効率化・合理化を検討する必要がある。 なお、事業の効率化・合理化を検討し、18年度より中小規模事業場健康づくり事業と統合を行った。		
18年度 成果目標	メンタルヘルス支援事業を利用した事業場において、当該支援を踏まえ新たなメンタルヘルス対策に取り組む割合を80%以上にす	18年度 予算額	367

施策名	快適職場形成促進事業			
施策概要	喫煙対策をはじめ快適な職場環境形成を図るため、快適職場指針及び喫煙対策ガイドラインの周知、アドバイザーによる快適職場推進計画の認定に係る業務（申請事業場に対する助言、計画の審査等）を行う。		17年度 予算額	457
17年度 成果目標	1 快適な職場を形成するため事業者が策定する快適職場推進計画の認定件数を年間3,000件以上とする。 2 職場における喫煙対策のためのガイドラインに基づく喫煙対策の実施率を82.8%以上とする。			
34 成果目標 を達成す るための 手法	快適な職場形成のための指針及び職場における喫煙対策ガイドラインの普及啓発。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	1 快適職場推進計画の認定件数。 2 喫煙対策の実施率。	
実績	1 快適職場推進計画の認定件数：3,210件 2 職場の喫煙対策実施率：88.2%			
評価	目標を達成し、喫煙対策の実施率について向上するなど事業場における快適な職場環境の形成に効果を上げており、さらなる労働者の安全と健康の確保のため、引き続き事業を実施する必要がある。			
18年度 成果目標	1 快適職場推進計画の認定件数を年間3,210件以上とする。 2 職場における喫煙対策の実施率を88.2%以上とする。	18年度 予算額	424	

施策名	地域産業保健センターの利用促進事業		
-----	-------------------	--	--

35	施策概要	小規模事業場における労働者の健康確保のため、全国347カ所に地域産業保健センターを設置し、労働安全衛生法第19条の3に規定されている小規模事業場における労働者の健康管理に係る国の援助として、健康相談、情報提供等を実施する。		17年度 予算額	2,446	
	17年度 成果目標	1 事業者及び労働者等による健康相談窓口の年間延利用人数を70,000人以上とする。 2 健康相談窓口を利用した事業者及び労働者等から、健康確保を図る上で有用であった旨の評価を80%以上得る。				
	成果目標 を達成す るための 手法	1 地域産業保健センターの広報。 2 産業医に対する研修。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	1 健康相談窓口の年間延利用人数。 2 健康相談窓口の利用者からのアンケートによる評価。		
	実 績	1 事業者及び労働者等による健康相談窓口の年間延利用人数：71,197人 2 有用であった旨回答した健康相談窓口の利用者：87.3%				
	評 価	目標を達成し、健康相談窓口を利用した労働者等の健康確保に効果を上げており、更なる小規模事業場における労働者の健康確保のため、引き続き事業を実施する必要がある。				
18年度 成果目標	1 健康相談窓口の年間利用人数を、労働者については48,132人以上、事業者等については23,065人以上とする。 2 「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」を利用した労働者、事業者等について、相談を踏まえ自らの健康管理又は事業場における健康管理に取り組む割合を80%以上にする。		18年度 予算額	2,460		

36	施 策 名	小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業			
	施策概要	小規模事業場における安全衛生活動を促進するため、小規模事業場を主な構成員とする団体等に対し、団体が自主的に行う安全衛生活動に対し支援を行う。		17年度 予算額	984
	17年度 成果目標	事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害発生件数（休業4日以上）を50%以下にする。			
	成果目標 を達成す るための 手法	安全衛生診断及び安全衛生教育の支援の強化を図る。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害発生件数（休業4日以上）。	
実 績	17年度登録団体事業場について、3年間支援するうちの1年目終了時点における事業開始時と比較した労働災害発生件数：17%減				

評価	1年目終了時点の労働災害発生件数から考えると目標を達成する見込みであり、安全衛生活動の取組が活性化し労働災害が減少するなど高い効果を上げている。また、今後も小規模事業場において自主的な安全衛生活動が実施できるよう体制整備のための支援は必要不可欠であるため、引き続き事業を実施する必要がある。		
18年度 成果目標	事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害（休業4日以上）の発生件数を50%以下にする。	18年度 予算額	890

施策名	中小規模事業場健康づくり事業		
施策概要	心とからだの健康づくり（THP）の普及・定着のため、労働者数300人未満の中小規模事業場における健康づくり活動を支援し、THP導入に意欲のある事業場を中心に導入指導を実施する。	17年度 予算額	1,096
17年度 成果目標	中小規模事業場健康づくり事業について、心とからだの健康づくり（THP）導入に向けた支援サービス終了後も引き続きTHPを実施する事業場割合を80%以上とする。		
37 成果目標 を達成す るための 手法	事業場において、計画的かつ継続的に労働者の健康の保持増進を図ることが重要であることについて事業者の理解を得られるようTHPの導入に向けた職場健康づくり支援サービスを実施する。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	THPの導入に向けた職場健康づくり支援サービス終了後に、引き続きTHPを行うとする事業場割合。
実績	THPの導入に向けた職場健康づくり支援サービス終了後も引き続きTHPを実施すると回答した事業場割合：92.1%（H14開始分）		
評価	THPは労働者の健康確保に役立っているが、本モデル事業は、支援を受けた事業場以外の事業場にTHPを広く普及することにつながっていないことから廃止する。また、事業場における健康づくりをさらに進める観点から、THP指針の見直しを行い、これを踏まえてその支援策についても抜本的に見直す必要がある。 なお、事業の効率化・合理化を検討し、18年度は過重労働・メンタルヘルス対策の推進事業と統合を行った。		
18年度 成果目標	THPの導入に向けた職場健康づくりサービス終了時（4年目）の健康診断における有所見者数を、支援サービス開始時（2年目）と比較して10%以上減少させる。	18年度 予算額	971

施策名	危険有害な特定化学物質対策の推進事業		
施策概要	石綿、ダイオキシン類、シックハウス関連化学物質対策の充実を図るため、これらの危険有害な化学物質にかかる実態調査、ばく露防止対策の検討等を行う。	17年度 予算額	195

	17年度 成果目標	—		
	成果目標 を達成す るための 手法	講習内容に適した講師の選定、講習内容の充実。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	受講者に対するアンケート調査。
38	実 績	<p>1 石綿対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物解体工事等の石綿ばく露防止マニュアルの作成。</li> <li>・ 石綿ばく露防止対策にかかる説明会の開催。</li> <li>・ 石綿代替品にかかる情報収集。</li> <li>・ 相談窓口の設置。</li> <li>・ 精度よく建材中の石綿含有を分析できる機関を確保するための講習等。</li> </ul> <p>2 ダイオキシン類対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪府豊能郡美化センターの元労働者の健康状況の追跡調査。</li> <li>・ 焼却施設の焼却作業労働者の健康状況調査等。</li> </ul> <p>3 シックハウス対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職域におけるホルムアルデヒド等のばく露に関する実態調査。</li> <li>・ 濃度低減のための労働衛生対策の検討等。</li> </ul>		
	18年度 成果目標	石綿ばく露防止対策に係る説明会参加事業場において、「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に基づく対策に取り組む割合を80%以上にする。	18年度 予算額	355

	施 策 名	化学物質管理の支援体制の整備事業		
	施策概要	GHSに対応した化学物質管理マニュアル作成、GHSに対応した表示・化学物質等安全データシート(MSDS)の記載例の作成、MSDS作成担当者等の人材養成研修等の支援事業を行い、事業者が行う化学物質管理の充実に資する。	17年度 予算額	202
	17年度 成果目標	事業場における化学物質管理の充実を図るため、GHS対応の表示・MSDS（化学物質等安全データシート）記載例を200物質以上作成し公表するとともに、人材養成研修について、参加者から適切な化学物質管理の推進に有用であった旨の評価を80%以上得る。		
39	成果目標 を達成す るための 手法	講習会資料の作成に当たって、化学物質管理の実務者の意見を取り入れる等して、講習内容の充実を図る。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	受講者からのアンケートによる評価。
	実 績	<p>1 GHS対応の表示・MSDS（化学物質等安全データシート）に資する化学物質のGHSの分類結果について公表：224物質</p> <p>2 研修会：4回開催 受講者による、講義内容が適切な化学物質管理の推進に有用であった旨の回答：91%</p>		

評価	化学物質の有害性の分類結果の公表数が目標を達成するとともに、アンケート調査の結果においても事業場における化学物質管理の推進に有用であることが示されており、事業場における自律的な化学物質管理の推進のための支援が必要不可欠であるため、引き続き事業を実施する必要がある。		
18年度 成果目標	GHS対応の表示・MSDS（化学物質等安全データシート）を202物質作成し、労働安全衛生法57条及び57条の2に規制されるすべての物質（632物質）についてのGHS対応のモデル表示・MSDSを公表する。	18年度 予算額	212

施策名	職場における化学物質のリスク評価推進事業			
施策概要	海外で規制している化学物質等について、職場でのばく露可能性、有害性等の情報を収集し、リスク評価対象化学物質の選定を行うとともに、ばく露情報の収集等を行いリスク評価を実施するなどにより、適切な化学物質管理の促進に資する。		17年度 予算額	67
17年度 成果目標	—			
40 成果目標 を達成す るための 手法	対象となる有害な化学物質に係る暴露情報の適確な把握を行うとともに、有害性調査、暴露調査を確実に実施する。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	報告書の内容の精査、実績の確認。	
実績	1 MSDS通知対象物質について、化学物質の有害性情報の収集、有害性評価書の作成。 2 平成16年度に有害性評価書を作成した物質のうち、有害性があり、かつ取扱量が多い化学物質について、事業場を対象として当該物質を取り扱う作業にかかる作業実態把握調査を実施し、リスク判定を行い、リスク評価書を作成。			
18年度 成果目標	労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づく告示に示された物質について確実にリスク評価書を作成する。	18年度 予算額	79	

施策名	化学物質の有害性調査等事業			
施策概要	化学物質について、実験動物を用いたがん原性試験等、培養細胞を用いた染色体異常試験等を実施する。さらに、実験動物を用いた長期吸入試験等を行う施設として、昭和57年に、国が設立した日本バイオアッセイ研究センターについて、定期的に国の委託による試験の対象物質の変更を行うことから、これに伴う試験設備の変更を行う。また、施設建設から約20年を経過し施設の老朽化が進んでいることから実験の継続に必要な試験関連の設備を計画的に改修する。		17年度 予算額	1,190
17年度 成果目標	—			
41 成果目標 を達成す るための 手法	試験の運用管理を適切に行うことにより、有害性調査を確実に実施する。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	報告書の内容の精査、実績の確認。	

実績	1 がん原性試験（吸入試験7物質、経口試験6物質）、生殖毒性試験（2物質）、染色体異常試験等。 2 平成17年度から試験を開始する化学物質のがん原性試験、生殖毒性試験を行うため、試験物質を変更するための物質供給装置の改造等の整備。		
18年度 成果目標	委託物質に係る有害性試験を適性を実施し、平成18年度試験が終了する2物質について、試験結果を公表する。	18年度 予算額	1,135

施策名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金（独立行政法人）		
施策概要	事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと。	17年度 予算額	1,657
17年度 成果目標	<p>1 独立行政法人産業安全研究所の中期目標（別紙2）を達成する。 平成17年度における目標は以下のとおり。 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究を実施し、学会発表及び論文発表（行政に提出する災害調査報告書を含む。）の総数を、それぞれ年間60回以上及び40報以上 報告とする。 （独立行政法人産業安全研究所中期目標対象期間：平成13年4月～平成18年3月）</p> <p>2 独立行政法人産業医学総合研究所の中期目標（別紙3）を達成する。 平成17年度における目標は以下のとおり。 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究を実施し、学会発表及び論文発表（行政に提出する災害調査報告書を含む。）の総数を、それぞれ年間200回以上及び80報以上報告とする。 （独立行政法人産業医学総合研究所中期目標対象期間：平成13年4月～平成18年3月）</p>		
42 成果目標 を達成す ための 手法	研究発表会での口頭発表、学会等への論文（産業安全研究所刊行の研究報告類を含む。）の投稿を、内部研究評価システムを活用して積極的に促進する。 国内外で開催される学術集会等における研究員の発表及びIndustrial Health誌や他の学術雑誌等における論文発表数を増加させるための仕組みを構築することにより、学会発表及び論文発表を積極的に促進する。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において年度評価、事後評価を実施する。
実績	<p>1 学会発表125回及び論文発表77報</p> <p>2 学会発表208回及び論文発表182報</p>		
評価	評価委員会では、1については「大幅に増加し中期目標を上回っていることは高く評価できる。」、2については「中期目標を大幅に上回っており、高く評価できる。」とされたところであり、引き続き、統合後の労働安全衛生総合研究所において、次期中期目標を達成するため学会発表及び論文発表を積極的に促進していく必要がある。		

18年度 成果目標	<p>独立行政法人労働安全衛生総合研究所の中期目標（別紙4）を達成する。（独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期目標対象期間：平成18年4月～平成23年3月） 平成18年度における目標は以下のとおり。</p> <p>労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究を実施し、学会発表（事業者団体における講演等を含む。）及び論文発表（行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。）の総数を、それぞれ年間340回以上及び170報以上報告とする。</p>	18年度 予算額	1,679
--------------	---	-------------	-------

43	施策名	国際安全衛生センター運営事業		
	施策概要	海外進出企業における労働安全衛生水準の向上、労働安全衛生分野における国際協力の促進のため、諸外国の情報収集及びホームページ等を通じた提供、途上国の安全衛生団体の担当者に対する労働安全衛生に関する研修を行う。	17年度 予算額	207
	17年度 成果目標	<p>1 情報提供事業 ホームページの情報の質の向上と利便性の確保を図るとともに、95万件以上のセンターホームページアクセス件数の確保を図る。</p> <p>2 開発途上国研修協力事業 研修事業に、研修員100人以上を受け入れ、80%以上の研修員から研修内容が有用であった旨の評価を得る。</p>		
	成果目標 を達成する ための 手法	<p>1 情報提供事業 ホームページの最新情報掲載件数を増加するなど情報の質の向上を図るとともに、ホームページをリニューアルし情報の検索を容易にするなど利便性の確保を図る。</p> <p>2 開発途上国研修協力事業 研修コースの充実と英語のみならず現地語によるコースを設けるなど研修効果の向上を図る。</p>	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	<p>1 ホームページへのアクセス数の年度比較。</p> <p>2 研修員からのアンケートによる評価。</p>
	実績	<p>1 情報提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月の最新情報のホームページ掲載件数：22.3件</li> <li>ホームページアクセス件数：年間約106万件（月平均8.9万件）</li> </ul> <p>2 開発途上国研修協力事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施研修数：12コース、参加者数：165名</li> <li>研修員による有用であった旨の回答：84.5%</li> </ul>		
	評価	目標を達成し、海外進出企業の安全衛生対策や開発途上国の安全衛生対策に役立っているが、事業の必要性等の観点から、廃止、整理を含めた見直しを行う必要がある。		
	18年度 成果目標	<p>1 情報提供事業 新たに国際安全衛生センターの情報等を利用した事業場において、新たに労働災害防止対策に取り組む割合を80%以上にする。</p> <p>2 開発途上国研修協力事業 研修事業参加国において、当該研修を踏まえ新たに安全衛生対策に取り組む割合を80%以上にする。</p>	18年度 予算額	179

44	施策名	労働災害防止対策費補助金		
	施策概要	事業主の自主的な労働災害防止の活動を促進するための中心団体として労働災害防止団体の規定により設立された労働災害防止団体（6団体）が実施する事業主等の労働災害防止活動の促進等の事業について補助を行うもの。	17年度 予算額	2,784
	17年度 成果目標	1 労働災害防止団体における安全衛生管理活動（個別事業場指導）を1,170回（平成15年度実績）以上実施することとし、当該活動が企業にとって有用であった旨の評価を80%以上得る。 2 安全衛生教育センター事業において、受講者の80%以上から「安全衛生活動を行う上で有用であった」旨の評価を得る。 3 全国産業安全衛生大会の参加者数を、11,000人以上とする。		
	成果目標を達成するための手法	安全衛生管理活動及び教育・講習事業の質的向上を図るとともに、全国産業安全衛生大会の普及に努める。	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	1 定量的な目標数値の達成状況による評価。 2 利用者側からのアンケートによる評価。
	実績	1 労働災害防止団体における安全衛生管理活動（個別事業場指導）の実施回数：1,520回 対象事業場による、当該活動が企業にとって有用であった旨の回答：96.2% 2 安全衛生教育センター事業における、受講者による「安全衛生活動を行う上で参考になった」との回答：99% 3 平成17年度全国産業安全衛生大会の参加人数：11,800人		
	評価	目標を達成しており、事業主の労働災害防止活動に対する技術的支援や安全衛生に関する教育・講習などにより、事業場の安全衛生水準の向上に効果を上げており、さらなる労働者の安全と健康の確保のため、引き続き事業を実施する必要がある。 なお、効率化を進め補助に係る一般管理費を10%相当削減する等により、経常的経費に係る補助金及び委託費を、今後5年間（平成18年度から平成22年度まで）で10%削減することとしている。		
	18年度 成果目標	1 労働災害防止団体における安全衛生管理活動（個別事業場指導）を1,520回以上実施する。 2 全国産業安全衛生大会の参加者数を、11,000人以上とする。	18年度 予算額	2,643

	施策名	産業医学振興事業		
	施策概要	産業医学の振興と産業医の養成・確保を図るため、産業医科大学の運営に対する助成、産業医として必要な知識等を習得するための研修の実施等の事業について補助を行うもの。	17年度 予算額	7,679
	17年度 成果目標	1 国家試験情報の収集、結果の分析、授業担当教員への情報伝達等各教員が共通認識に立ち学生指導を行う体制を整備するとともに、高い教育水準を達成することにより、合格率については常に全国大学医学部・医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。 2 実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を平成21年度まで毎年20名以上を純増させる。		

	成果目標を達成するための手法	学内の体制整備に努める。	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	定量的な目標数値の達成状況や体制整備の状況により評価。		
45	実績	<p>1 これまでの国家試験の結果分析、出題傾向等の情報収集を行い、これらを全教員に周知するなど、学生指導のための体制強化を図るとともに、医師国家試験に準じた形式で行われる全国模擬試験および学内の総合試験の結果に基づく、指導教員による学習指導の強化を図った。</p> <p>また、自習室等の学習環境の整備、公開された国家試験過去問題集の図書館への配架などの学生の学習支援を行い、成績向上のための対策を講じた。</p> <p>2 平成18年の合格率は第10位（前年22位）</p> <p>3 産業医数（平成17年7月1日現在）431名（前年393名）。増加数38名。</p>				
	評価	<p>目標を達成しており、優秀な産業医の輩出に当たって根底をなす医学教育の充実が図られ、また、産業医学教育の実施による実践能力の高い産業医の養成・確保に効果を上げており、さらなる職場における労働衛生水準の向上や労働者の健康の維持増進のため、引き続き事業を実施する必要がある。</p> <p>なお、産業医科大学の中期目標・中期計画（計画期間：平成16年度～平成21年度）において、効率的な施設運営、事務の合理化、人員配置の適正化等を進め、補助に係る一般管理費（人件費を除く。）及び事業費について、中期目標・中期計画の最終年度までに一般管理費16.25%及び事業費6.25%縮減することとしている。</p>				
	18年度成果目標	<p>1 国家試験情報の収集、結果の分析、授業担当教員への情報伝達等各教員が共通認識に立ち学生指導を行う体制を整備するとともに、高い教育水準を達成することにより、医師国家試験の合格率については常に全国大学医学部・医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。</p> <p>2 実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上を純増させる。</p>			18年度 予算額	7,004

	施策名	石綿業務に従事した離職者の特別健康診断事業（平成18年度新規事業）				
	施策概要	過去に石綿業務に従事した離職者で事業場の廃業等の理由により石綿健康診断を受診できない者に対して、臨時に特別健康診断を実施する。			17年度 予算額	—
46	成果目標を達成するための手法	個々の健診機関における速やかなX線写真の読影、判定及び事務処理。	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	個々の健診機関における受診受付簿による確認。		
	18年度成果目標	受診者に対する健診結果を受診後1ヶ月以内に通知する。			18年度 予算額	202

	施策名	2007年問題に対応するITを活用した新しい安全衛生管理手法の構築事業（平成18年度新規事業）				
	施策概要	2007年問題をはじめとする労働現場の変化、これに伴う事業場における安全衛生水準の低下に対応するため、近年進歩の著しいIT技術を駆使した新たな安全衛生管理手法の構築を図る。			17年度 予算額	—

47	成果目標を達成するための手法	学識経験者等による委員会においてITを活用した安全衛生管理手法を構築し、開発した手法について、業種別団体を通し事業場における実証試験を行う。	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	実証試験の結果を学識経験者等による委員会において評価する。		
	18年度成果目標	ITを使用することによりリスクを低減することができる作業領域の分析を行い、当該領域に適したリスク低減のためのITのシステムを開発する。また、開発したシステムを実際の現場に適用し、その有用性を検証する。			18年度予算額	104

48	施策名	労働時間短縮促進援助事業				
	施策概要	「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」に基づき、年間総実労働時間1,800時間の達成・定着という目標を達成するため、事業主等に対する研修、相談、援助、給付金の支給、労働時間の短縮に関する啓発活動等を実施する。			17年度予算額	2,191
	17年度成果目標	1 中小企業時短促進援助事業を利用した事業場の年間総実労働時間を、平均20時間以上短縮する。 2 労働時間制度改善支援事業について、労働時間制度改善研修者を10,000人以上とし、参加者から「研修に参加して参考になった。」との評価を80%以上得る。				
	成果目標を達成するための手法	1 中小企業時短促進援助事業においては、指定集団等に対して援助・指導等を実施する。 2 労働時間制度改善支援事業においては、研修の実施案内を事業主及び事業主団体に周知するとともに、研修を通じて労働時間短縮について認識と理解を深める。	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	指定集団構成事業場における事業開始前と事業実施後の労働時間の実態についての調査結果、労働時間制度改善研修の参加者数、同研修の参加者に対するアンケートの調査結果を指標として評価を実施する。		
	実績	1 中小企業時短促進援助事業を利用した事業場の年間総実労働時間：平均27時間24分短縮。 2 労働時間制度改善研修参加者：6,810人 3 同研修の参加者から「研修に参加して参考になった。」との評価：94.7%				
	評価	「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」は第163回特別国会において改正され、労働時間の短縮を促進するだけでなく、労働時間等の設定を、労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応したものへ改善することを図る「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」が平成18年4月1日から施行された。これに伴い、本事業については、目的も概ね達成していることから、廃止することとする。				
	18年度成果目標	平成17年度限り。			18年度予算額	—

施策名	労働時間等の設定改善の促進を通じた仕事と生活の調和対策の推進事業（平成18年度新規事業）				
-----	--	--	--	--	--

49	施策概要	<p>1 労働時間等設定改善援助事業の実施 仕事の内容や進め方にまで踏み込んだ助言・指導を行う専門家を地域の主要な事業主団体に配置し、労働時間等の設定改善に積極的に取り組む中小企業集団に対して、個々の会員事業場の実情を踏まえた指導、援助を行う。</p> <p>2 労働時間等設定改善推進助成金の支給 労働時間等の設定改善を団体的取組として行う中小企業事業主団体に対して助成を行う。</p> <p>3 仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成 企業の労使や自治体の関係者の参集を求め、シンポジウムを開催する等により、関係労使をはじめ、広く国民が仕事と生活の調和の重要性や必要性を踏まえた取組を行うための社会的気運の醸成を図る。</p>		17年度 予算額	—
	成果目標を達成するための手法	個々の会員事業場の実情を踏まえた指導・援助を行い、労働時間等の設定改善を図るとともに、仕事と生活の調和に関するシンポジウムの開催等を行い、社会的気運の醸成を図る。	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	年次有給休暇の取得率、所定外労働時間数等の調査結果を指標として評価を実施する。	
	18年度 成果目標	<p>1 労働時間等設定改善援助事業</p> <p>① 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ事業場全体において、年次有給休暇の平均取得率を2%以上上昇させる。</p> <p>② 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、所定外労働の削減について取り組んだ事業場全体において、平均所定外労働時間数を10%以上削減する。</p> <p>2 労働時間等設定改善推進助成金</p> <p>① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における年次有給休暇の平均取得率を2%以上上昇させる。</p> <p>② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における平均所定外労働時間数を10%以上削減する。</p> <p>3 仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成 シンポジウムの参加者数を5,300人以上とする。</p>		18年度 予算額	1,515

50	施策名	勤労者マルチライフ支援事業			
	施策概要	勤労者のボランティア参加に向けた基盤整備を図るため、事業主団体等と連携しつつ、勤労者と受入先とのマッチング、情報提供・相談活動、企業担当者を対象としたセミナーや勤労者を対象としたガイダンスの開催等を実施する。		17年度 予算額	168
	17年度 成果目標	本事業のプログラムに参加した勤労者の80%以上から「プログラムに参加してボランティア活動の参加意欲が高まった」との評価を受ける。			
	成果目標を達成するための手法	ボランティア情報、体験ボランティアのメニューやセミナーの充実を図る。	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	本事業のプログラム参加者に対するアンケート調査を指標として評価を実施する。	
	実績	本事業のプログラムに参加した勤労者から「プログラムに参加してボランティア活動の参加意欲が高まった」との評価 88.3%。			

評価	目標を達成しており、労働者の心身の健康の維持増進を図ることが課題となっている中、メンタルヘルスの改善、健康の維持増進が期待されるボランティア活動を実施することにより心身共にリフレッシュが図られるとともに、疲労等が軽減されるが、事業の効率化・合理化を検討する必要がある。なお、平成18年度においては、ボランティア情報の収集を行う推進員の削減を行う等の見直しを行っている。		
18年度 成果目標	本事業のプログラムに参加した者でボランティアを始めた者の割合を40%以上とする。	18年度 予算額	147

施策名	勤労者の快適通勤・テレワーク等の環境整備事業		
施策概要	勤労者の快適通勤については、通勤混雑の緩和を図るため、労使などの関係者による協議会の開催、ポスター等による広報を行う。テレワーク等については、テレワークの普及促進を図るため、シンポジウム等による普及啓発、テレワーク相談センターにおける相談・助言等を行う。また、自営で行う在宅就業については、WEBサイトを実証運用するとともに、在宅就業者の支援策に関し調査研究を行う。	17年度 予算額	47
17年度 成果目標	1 テレワークシンポジウムの参加者から「シンポジウムに参加して参考になった」との評価を受ける割合を80%以上とする。 2 テレワーク相談センターの利用者から「当該相談や情報提供が有用であった」との評価を受ける割合を80%以上とする。		
51 成果目標 を達成す るための 手法	1 テレワークシンポジウムの内容の充実を図る。 2 テレワーク相談センターにおけるサポートの充実を図る。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	テレワークシンポジウムの参加者に対するアンケート調査及びテレワーク相談センターの利用者に対するアンケート調査を指標として評価を実施する。
実績	1 テレワークシンポジウムの参加者から「大変参考になった」、「参考になったところがある」との評価：99% 2 テレワーク相談センターの利用者から「大変有用であった」、「有用であった」との評価：85%		
評価	目標を達成しており、本事業により通勤負担や災害リスクの軽減が図られることから、労働者の健康の保持・増進及び通勤災害の防止に資するものであり、引き続き事業の実施が必要であるが、事業の効率化・合理化を検討する必要がある。		
18年度 成果目標	テレワーク相談センターで相談を受けた企業数を192件以上とする。	18年度 予算額	28

施策名	中小企業勤労者総合福祉推進事業		
施策概要	中小企業による総合的な福祉事業対策の充実に向けた共同福祉事業の実施体制を確立するため、中小企業の勤労者と事業主が相協力して「中小企業勤労者福祉サービスセンター」を設立し、当該センターが在職中の生活の安定、健康の維持増進、老後生活の安定等総合的な福祉事業を行うことに対し、国が補助を行い、中小企業勤労者の福祉の増進を図る。	17年度 予算額	844

52	17年度 成果目標	中小企業勤労者福祉サービスセンターの総会員数を91万人以上とする。		
	成果目標 を達成する ための 手法	リーフレット等を作成し、サービスセンターの周知を実施する。 国が市区町村に対して補助を行う上限額については、サービスセンターの会員数に基づき決定する。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員数の調査結果を指標として評価を実施する。
	実 績	中小企業勤労者福祉サービスセンターの総会員数：940,640人		
	評 価	目標を達成し、脳・心臓疾患や精神障害の労災認定件数が増加する中、中小企業労働者の健康の維持増進に役立っているが、事業の必要性等の観点から、廃止、整理を含めた見直しを行う必要がある。		
18年度 成果目標	1 中小企業勤労者福祉サービスセンターの総会員数を94万人以上とする。 2 サービスセンターが補助した生活習慣病（成人病）検診、人間ドック受診の実施数を56,157人（17年度実績）以上とする。	18年度 予算額	787	

53	施 策 名	技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施事業		
	施策概要	「技能実習制度」は、開発途上国等に対する技能移転を図ることを目的とし、技能実習生を労働基準法上の労働者と位置づけて実習を行う制度である。近年、国際化の進展等により、我が国で就労する技能実習生の増加が顕著であり、それに伴い技能実習生に係る業務上の事故・疾病及び賃金・労働時間等就業に関する問題も増加している。 本事業は、技能実習生受入企業に対する安全衛生、健康確保に対する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図るとともに制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とし、以下の事業を行っている。 ・ 安全衛生対策検討委員会の設置 ・ 実習生受入れ企業等に対する助言・指導等の実施 ・ 受入団体に対する就業適正化対策の実施 ・ 適正な労災保険給付の確保	17年度 予算額	68
	17年度 成果目標	1 安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 320件以上 2 メタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 60件以上 3 新たに技能実習生となる者及び技能実習生を受け入れる事業主のすべてに対して、パンフレットの配付等による周知・指導を行う。 4 技能実習生に係る休業1ヶ月以上の労働災害が発生したすべての事業場に直接赴き、外国人実習生が帰国後も適正な労災請求手続を行えるよう、フォローアップも含めた指導を実施する。		
	成果目標 を達成する ための 手法	安全衛生アドバイザー等を配置し、技能実習生受入企業、団体等に対する相談・助言・指導を行うとともに、その要請に基づき実地相談を行う。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施状況等を指標として評価を実施する。

実績	1 安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 354件 2 マタヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 61件 3 技能実習生に係る労災保険制度の適用等を周知するため、次の資料を作成し、技能実習生及び事業主に配付した。 ① 「技能実習生のみなさんへ」合計6,500部（インドネシア語2,000部、ベトナム語2,000部、英語1,000部、タガログ語1,500部） ② 「労災保険ニュース」34,600部 4 技能実習生に係る休業1ヶ月以上の労働災害が発生した31事業場に対して、労災保険相談員が直接赴き、技能実習生が適正に労災給付を受けられるよう指導・支援を行った。		
評価	目標を達成しており、技能実習生は母国との生活習慣、就業環境、言語の相違等から生じる安全衛生上の問題、心身のストレスによる精神衛生上の問題等日本人労働者にはない特殊な事情を有しており、加えて、近年実習生の増加に伴い事故・疾病件数の増加も顕著であること等から、引き続き事業を実施する必要があるが、事業の効率化・合理化を検討する必要がある。 なお、平成18年度より労災給付の適正化事業を本事業に統合して行うことにより事業の効率化・合理化を図ったところである。		
18年度成果目標	1 安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 360件以上 2 マタヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 70件以上 3 JITCOが実施する「労働災害発生に関するアンケート調査結果」中の労災事故発生率 0.4%以下（被災技能実習生数/在留技能実習生数×100）	18年度予算額	61

54	施策名	母性健康サービス事業		
	施策概要	働く女性の母性健康管理を推進するため、女性労働者母性健康専門委員会の開催、産業医等に対する母性健康管理研修、女性労働者等に対する情報提供等を行う。	17年度予算額	46
	17年度成果目標	母性健康管理研修受講者数を3,000人以上とし、受講者から、当該研修が事業場の母性健康管理水準の向上を図る上で有用であった旨の評価を80%以上得る。		
	成果目標を達成するための手法	1 研修開催の周知広報。 2 研修内容の充実。	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 事業結果報告書及び研修受講者に対するアンケートの実施結果を指標として評価を実施する。	
	実績	1 母性健康管理研修受講者数：2,572人 2 当該研修が有用であったと評価する受講者割合：92.8%		
	評価	目標は未達成であった。		
18年度成果目標	平成17年度限り。		18年度予算額	0

55	施 策 名	小規模事業所の母性健康管理に関する相談体制の整備事業			
	施策概要	母性健康管理に関する措置が事業所内において適切に運用されるためには、産業医の専任義務のない労働者50人未満の小規模事業所においても、母性健康管理に関して相談できる体制が整備されていることが重要であるため、小規模事業所の事業主及び女性労働者を対象として、母性健康管理に関する相談事業を行う。		17年度 予算額	36
	17年度 成果目標	母性健康管理に関する相談に適切に対応することにより、相談事業の周知等による相談件数を600件以上とする。			
	成果目標 を達成す るための 手法	1 相談体制の整備。 2 面接相談等の追加。 3 相談事業の周知・広報の強化。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	事業実施結果報告書を指標に評価を実施する。	
	実 績	相談件数：306件			
	評 価	目標は未達成であった。			
	18年度 成果目標	平成17年度限り。		18年度 予算額	0

56	施 策 名	家内労働者の安全衛生対策事業			
	施策概要	家内労働者の安全衛生を確保するため、以下の事業を実施するもの。 1 家内労働者の災害防止状況、健康管理、作業環境等家内労働の実態を把握するため個別訪問し、適切な指導を行う。 2 家内労働者の安全衛生・健康管理について、委託者及び家内労働者の自主的取組を促進するため、自主点検及び集団指導を行う。		17年度 予算額	50
	17年度 成果目標	1 特殊健康診断の受診者から、特殊健康診断受診が疾病の早期発見、健康状態の把握に有用であった旨の評価を80%以上得る。 2 家内労働者650人に対し特殊健康診断を受診させる。			
	成果目標 を達成す るための 手法	安全衛生指導員による受診勧奨を行う。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	受診者に対するアンケートの実施結果を指標として評価を実施する。	
	実 績	1 有用であった旨の評価：85.1% 2 受診者数：355人			

評価	健康状態の把握に有用であった旨の評価については目標を達成したが、特殊健康診断の受診については目標を達成できなかった。なお、家内労働者が使用する機械、原材料の中には危険有害なものもあり、委託者及び家内労働者それぞれが業務の危険有害性についての十分な認識をもち、災害防止に努めるべきところであるが、双方とも認識が低い現状があるため、引き続き事業を実施する必要がある。		
18年度 成果目標	家内労働者650人に対し特殊健康診断を受診させる。	18年度 予算額	36

57	施策名	働く女性の母性健康管理対策推進事業（平成18年度新規事業）		
	施策概要	女性労働者・企業を対象として、母性健康管理の措置の実態に関する調査を全国的に実施し、母性健康管理措置の現状や課題について分析し、母性健康管理措置を推進していくための施策の提言を行う。 また、調査及び分析の結果を踏まえ、企業における母性健康管理に関する環境整備を進めるため、様々な媒体を活用し、女性労働者・企業等に対し母性健康管理に関する効果的な情報提供、周知・啓発を実施する。 さらに、産業医等産業保健スタッフ・企業の人事労務担当者を対象に研修を実施し、母性健康管理に関する必要な知識やノウハウを効果的に付与することにより資質の向上を図り、企業における母性健康管理体制の整備を推進する。	17年度 予算額	-
	成果目標を達成するための手法	女性労働者・企業に対し広く情報提供をするなど、母性健康管理に関する啓発活動を推進するとともに、効率的で効果的な母性健康管理研修を実施する。	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	母性健康管理に関する取組状況を指標に評価を実施する。
18年度 成果目標	研修を受講した産業医等の属する事業場のうち、実際に母性健康管理措置の充実等母性健康管理に関する取組が進んだ事業場の割合を70%以上とする。	18年度 予算額	54	

施策名	女性と仕事の未来館運営		
施策概要	男性に比べ働く上で困難な状況に直面することが多い女性労働者に対し、職場でのストレスや過労等による精神的・身体的な問題に対処し、女性労働者が健康で、かつ、その能力を十分発揮できるようにするための相談、情報提供などの事業を集中的に行うための経費。	17年度 予算額	205
17年度 成果目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 来館者数16.5万人を目標とする。</li> <li>2 利用者の80%以上から働く上での様々な有用な情報を入手できたとの回答を得る。</li> <li>3 ホームページアクセス数40万件を目標とする。</li> <li>4 健康相談が女性労働者の心身の健康の確保に有用であった旨の評価を80%以上得る。</li> </ol>		

58	成果目標を達成するための手法	<p>1 「働く女性の健康展」を開催し、集中的に相談等を実施するなどの事業内容の見直しや、ホームページのコンテンツ、レイアウト等の見直しを適時実施。</p> <p>2 相談内容等を集約・整理し、傾向等を検討して、より相談の効果を上げるためにグループカウンセリングの拡充など相談手法等を見直した。また、集約・整理した内容を、ホームページ、冊子等により情報提供することにより、より有用な情報発信に努めた。</p> <p>3 運営協議会において、事業のあり方について定期的に検討を行った。</p>	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	利用者に対するアンケート調査結果等を指標として評価を実施する。	
	実績	<p>1 来館者数：159,927人</p> <p>2 利用者から「働く上での様々な有用な情報を入手できた」との回答：84.3%</p> <p>3 ホームページアクセス数：553,603件</p> <p>4 健康相談が女性労働者の心身の健康の確保に有用であった旨の評価：97.4%</p>			
	評価	<p>1 来館者数は前年度比7.0%の増加であったが、目標に及ばなかった。</p> <p>2 ホームページアクセス件数は目標を上回った。</p> <p>3 利用者から目標を上回る評価を得た。</p> <p>女性労働者の心身の健康の保持増進のため、引き続き事業を実施する必要がある。</p>			
	18年度成果目標	<p>1 来館者数 16.7万人</p> <p>2 ホームページアクセス数 58万件</p> <p>3 健康に関する相談件数 2,200件</p> <p>4 健康に関する相談を受けたことで、「健康問題に関する具体的な対処方法を見出すことができた」又は「健康問題が具体的に解決された」等、具体的な成果が得られた旨の回答を利用者から80%以上得る。</p>	18年度予算額	187	

#### 4 適正な労働条件の確保

労働者災害補償保険法第29条第1項第4号に規定する賃金の支払の確保、労働条件に係る事項の管理に関する事業主に対する指導及び援助その他適正な労働条件の確保を図るために実施する次表の事業についての平成17年度の評価及び平成18年度の目標は以下のとおり。

施策名	未払賃金の立替払事業（独立行政法人）		
施策概要	未払賃金の立替払制度は、企業が「倒産」したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲について事業主に代わって支払うものである。	17年度予算額	25,407
17年度成果目標	<p>中期目標期間中に、</p> <p>1 不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を中期目標期間中に平均で30日以内とする。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月）</p> <p>2 再建型の民事再生事案等については、債務承認書又は弁済計画書未提出ないし弁済不履行のすべての再生債務者等に対して、提出督促及び弁済督促を行う。</p>		

59	成果目標を達成するための手法	請求者に対し、早期支払いが行われるよう迅速な処理を行う。再建型の民事再生事案等について確実な回収を行う。	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成18年度に年度評価、平成21年度に事後評価を実施する。	
	実績	平成17年度に係る実績は、立替払の迅速化として、支払までの期間を対前年度比0.5日短縮して29.6日とした。立替払金の求償について、債権の回収を図るため、再建型の民事再生事案等について、債務承認書又は弁済計画書が提出されていない再生債務者等151（昨年106）事業所全件について計402（昨年360）回の提出督促を実施した。また、指定期日に弁済が行われていない事案92（昨年66）事業所全件について計234（昨年198）回の弁済督促を実施した。			
	評価	評価委員会では「審査事務の標準化、支払回数の増加等により請求書の受付から支払までの期間を29.6日に短縮し中期目標に掲げられている数値を上回ったことは評価できる。今後とも、業務の質の維持向上を図りつつ、業務のより一層の効率化に向けて努力することを期待する。」とされたところであり、引き続き業務の効率化に努め、迅速な支払処理を行い、労働者の早期救済や事業の適正な運営を図る必要がある。			
	18年度成果目標	○独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成18年度における目標は以下のとおり。 1 不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均30日以内を堅持する。 2 再建型の民事再生事案等については、債務承認書又は弁済計画書未提出ないし弁済不履行のすべての再生債務者等に対して、提出督促及び弁済督促を行う。	18年度予算額	19,140	

施策名	労働条件等自主的改善対策推進事業				
施策概要	1 労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業 小規模事業場向けのモデル就業規則等を開発するための「モデル就業規則等検討委員会」を設置し、業種や業態に即したモデル就業規則の作成及び改定を行うとともに、その普及を図ることにより、小規模事業場への就業規則の整備促進を図る。 2 労働条件に関する情報提供事業 変形労働時間制や裁量労働制などの労働時間制度等の業種別事例、賃金・退職金の水準や制度事例、その他労働条件に関する幅広い情報を収集・整理し、事業主に対して提供する。	17年度予算額	282		
17年度成果目標	1 労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業 労働者数10人未満の事業場の就業規則の作成・届出を5%増加させる。 2 労働条件に関する情報提供事業 インターネットアクセス件数を160,000件以上とする。				

60	成果目標を達成するための手法	機関誌、インターネット等を通じた広報を行う。	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	労働者数10人未満の事業場の就業規則届出件数のカウント及びインターネットアクセス件数のカウントを指標として評価を実施する。	
	実績	1 労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業 労働者数10人未満の事業場の就業規則の作成・届出の増加数：43,337件（16実績32,757件）の届出があった。 2 労働条件に関する情報提供事業 インターネットアクセス件数：156,031件			
	評価	概ね目標を達成し、小規模事業場の就業規則の整備促進や労働条件に関する有益な情報提供に役立っているが、事業の必要性等の観点から廃止、整理を含めた見直しを行う必要がある。			
	18年度成果目標	1 労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業 労働者数10人未満の事業場の就業規則の作成・届出件数を45,000件以上とする。 2 労働条件に関する情報提供事業 インターネットアクセス件数を160,000件以上とする。		18年度予算額	237

61	施策名	労働条件相談センター事業			
	施策概要	主要都市の交通至便なターミナル駅等の周辺（全国33箇所）に労働条件相談センターを設置し、労働時間、休日・休暇、賃金、解雇、職場環境等様々な労働条件に関する労使からの窓口相談、電話による相談に対して助言・説明を行う。 なお、平日17時以降や土曜日に相談を受け付けることにより利用者の便宜を図っている。		17年度予算額	370
	17年度成果目標	17時以降や土曜日に相談等を受けた労働者及び事業主から、当該相談等が有用であった旨の評価を80%以上得る。			
	成果目標を達成するための手法	相談者に対して、懇切丁寧な助言・説明を行う。	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	相談者に対するアンケート結果を指標として評価を実施する。	
	実績	労働者及び事業主から当該相談等が有用であった旨の評価：99.2%			
	評価	目標を達成しており、労働基準監督機関が閉庁している時間帯に有益な相談対応を図るためには必要不可欠であり、引き続き事業を実施する必要がある。			
	18年度成果目標	相談件数を49,000件以上とする。		18年度予算額	411

施策名	新規起業事業場の労働条件整備サポート事業		
施策概要	新規起業事業主からの求めに応じ、労働基準関係法令等の専門家を当該事業場に派遣し、その事業場の実情に即した労働時間、休日・休暇制度、賃金制度、職場環境等様々な労働条件の整備、改善について、指導、助言を行う。	17年度 予算額	183
17年度 成果目標	利用した事業主から、指導、援助を受けたことが有用であった旨の評価を80%以上得る。		
62 成果目標 を達成す るための 手法	事業場の実情に応じた、懇切丁寧な指導、助言・説明を行う。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	利用者に対するアンケート結果を指標として評価を実施する。
実 績	利用した事業主からの、指導、助言を受けたことが有用であった旨の評価：100%		
評 価	目標を達成しており、新規起業事業場の労働条件の整備、改善に必要不可欠であり、引き続き事業を実施する必要があるが、事業の効率化・合理化を検討する必要がある。		
18年度 成果目標	利用した事業場から、具体的な労働条件の整備、改善が図られた割合を80%以上とする。	18年度 予算額	163

施策名	改善基準告示等遵守のための運行時間管理に係る自主的改善事業		
施策概要	トラック運転者の適正な労働時間管理のためのマニュアルを策定し、同マニュアルの普及促進活動等を事業主団体に委託するもの。	17年度 予算額	13
17年度 成果目標	標準運行時間作成マニュアル等の普及促進説明会に出席した事業主から、適正な時間管理を図る上で有用であった旨の評価を80%以上得る。		
63 成果目標 を達成す るための 手法	標準運行時間作成マニュアル等の普及促進説明会に出席した事業主に 対し、わかりやすく説明する。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	普及促進説明会出席者に対するアンケート結果を指標として評価を 実施する。
実 績	標準運行時間作成マニュアル等の普及促進説明会に出席した事業主から「大変参考になった」、「参考になった」と評価された合計の割合：86%		

評価	目標を達成しており、トラック運転者の労働時間等改善のためには必要不可欠であり、引き続き事業を実施する必要があるが、事業の効率化・合理化を検討する必要がある。		
18年度成果目標	普及促進説明会に出席したトラック事業主から、トラック運転者の適正な労働時間管理のために作成した「改善基準遵守ソフト」を使用する割合を80%以上得る。	18年度予算額	12

64	施策名	有期契約労働者就業環境改善プロジェクト（平成18年度新規事業）		
	施策概要	有期労働契約に関する法令等制度の内容を周知啓発するとともに、都道府県労働局に「労働条件確保改善推進委員会」を設置し、当該地域における有期契約労働者の就業環境の改善に向けた全体計画を策定し、地域の事業主団体に、①改善を進める事業場（対象事業場）の選定、②対象事業場における有期労働契約に係る制度の問題点（労働条件、健康診断・安全衛生教育の実施状況、福利厚生、教育訓練等における正規雇用者との間の格差等）の把握及び改善に向けた計画（改善計画）の策定、③改善計画に沿った具体的な取組の推進を行う。		
	成果目標を達成するための手法	成果目標の達成度の事後的な評価方法	有期契約労働者に係る労働災害の防止及び健康確保を図る上での問題点の把握結果を指標として評価を実施する。	
	18年度成果目標	有期労働契約に関する法令等の周知を図るとともに、本事業の実施対象事業場から、有期契約労働者に係る労働災害の防止及び健康確保を図る上での問題点の把握を80%以上得る。	18年度予算額	201

65	施策名	勤労者財産形成促進事業		
	施策概要	勤労者財産形成促進制度は、昭和46年に制定された勤労者財産形成促進法に基づき、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものである。本制度は、勤労者が金融機関等と契約し、貸金から控除する方法により事業主を通じて行う「財形貯蓄制度」と、勤労者が自ら居住するための住宅を建設するために必要な資金等を貸し付ける事業主等に融資する「財形融資制度」、勤労者に対し財形貯蓄を支援するため給付金を支払う事業主に対して、国から助成金を支給する「財形貯蓄活用給付金・助成金制度」等からなっている。勤労者財産形成促進事業は、財形融資、助成金支給等に係る業務を行うものである。		
	17年度成果目標	1 事務代行団体数91を上回ることを目標とする。 2 貸付金融資先である事業主より、「本融資によって福利厚生の充実に役立った」旨の評価を80%以上得る。 3 財形給付助成金支給先である事業主より、「本助成金によって福利厚生の充実に役立った」旨の評価を80%以上得る。 4 財形貯蓄活用助成金支給先である事業主より、「本助成金によって福利厚生の充実に役立った」旨の評価を80%以上得る。		
	成果目標を達成するための手法	成果目標の達成度の事後的な評価方法	勤労者財産形成促進制度を利用する事業主に対して行う、制度利用のアンケート調査を指標として評価を実施する。	
			17年度予算額	705

実績	1 事務代行団体数：98 2 貸付金融資産である事業主より、「本融資によって福利厚生の実に役立った」旨の評価：82.7% 3 財形給付助成金支給先である事業主より、「本助成金によって福利厚生の実に役立った」旨の評価：62.5% 4 財形貯蓄活用助成金支給先である事業主より、「本助成金によって福利厚生の実に役立った」旨の評価：74.7%		
評価	勤労者と自営業者の間の持家格差は依然大きく、また、高齢化が進展するなかで老後の生活への準備の必要性が高まるなど、生涯生活設計の下での勤労者の財産形成を支援する重要性は一層増大しているため、勤労者財産形成促進制度は今後とも必要である。 しかしながら、事務代行団体数及び貸付金に係る目標は達成したが、財形給付助成金及び財形貯蓄活用助成金に係る目標は達成できなかった。また、現行の助成金事業については、近年利用実績が低調であることから、事業の廃止・整理を含めた見直しが必要である。 なお、平成18年度予算においては、財形制度に関する情報提供、導入勧奨等を行う財形普及指導員の経費について効率化を図った。		
18年度成果目標	1 事務代行団体数98を上回ることを目標とする。 2 貸付金融資産である事業主より、「本融資によって福利厚生の実に役立った」旨の評価を80%以上得る。 3 財形給付助成金支給先である事業主より、「本助成金によって福利厚生の実に役立った」旨の評価を80%以上得る。 4 財形貯蓄活用助成金支給先である事業主より、「本助成金によって福利厚生の実に役立った」旨の評価を80%以上得る。	18年度予算額	660

施策名	中小企業退職金共済事業			
施策概要	独力で退職金制度を設けることができない中小企業について、掛金の一部を助成することにより、中小企業退職金共済制度への加入を促進し、退職金制度の確立を図る。		17年度予算額	2,208
17年度成果目標	中退制度において、中期目標期間中に、新たに加入する被共済者数を1,595,000人とする。 なお、平成17年度における目標は以下のとおり。 新たに加入する被共済者数を354,460人以上確保する。 (独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標対象期間：平成15年10月～平成20年3月)			
66 成果目標を達成するための手法	新たに中小企業退職金共済制度に加入した中小企業者に対して、加入後4カ月目から1年間、掛金月額 $1/2$ (上限5,000円)を助成する。	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	新規加入被共済者数を指標として評価を実施する。 外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成18年度に年度評価、平成20年度に事後評価を実施する。	
実績	新規加入被共済者数：438,120人			
評価	目標を達成しているが、大企業に比べ中小企業における退職金制度の普及はいまだ十分とはいえず、中小企業退職金共済制度の加入促進を図るため、引き続き事業を実施する必要がある。 また、評価委員会では、「加入者数の目標達成率が123.6%となったことは評価する。」とされたところである。			

18年度 成果目標	中退制度において、中期目標期間中に、新たに加入する被共済者数を1,595,000人とする。 なお、平成18年度における目標は以下のとおり。 新たに加入する被共済者数を354,460人以上確保する。 (独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標対象期間：平成15年10月～平成20年3月)	18年度 予算額	2,046
--------------	---	-------------	-------

67	施策名	中小企業貸金制度支援事業		
	施策概要	貸金制度の整備・改善に取り組む中小企業団体や個別の中小企業を対象に、規模、業種、改善目標等に応じたモデル貸金制度や自主点検表等の作成・提供、セミナーの開催等により、中小企業の貸金制度の整備・改善の支援を行う。	17年度 予算額	290
	17年度 成果目標	セミナーに参加した80%以上の企業から「セミナーに参加したことが有用であった」との評価を受ける。		
	成果目標 を達成す るための 手法	セミナーに参加した企業に対するフォローアップとして個別相談の実施、テキストの改訂	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	セミナー参加企業に対するアンケート調査結果を指標として評価を実施する。
	実 績	セミナーに参加した企業から「有益であった」との評価：95.2%		
	評 価	目標を達成し、貸金制度の整備・改善を図ろうとする中小企業労働者の労働環境の改善と中小企業の健全な発展に資するとともに、労使間のトラブルの未然防止に役立っているが、事業の必要性等の観点から、廃止、整理を含めた見直しを行う必要がある。		
	18年度 成果目標	中小企業貸金制度支援事業(団体支援事業)に参加した企業から「貸金制度の見直しに着手する、又はその意向がある」旨の回答を30%以上得る。	18年度 予算額	262

	施策名	個別労働紛争処理対策事業		
	施策概要	平成13年10月より施行されている、労働関係から生じるあらゆる紛争の解決促進を目的とする「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、以下の事業を実施。 1 総合労働相談窓口の運営(全国約300カ所) 2 都道府県労働局長の助言・指導 3 個別労働紛争の自主的解決の援助	17年度 予算額	652
	17年度 成果目標	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることとし、都道府県労働局長による助言及び指導の処理期間1か月以内のもの割合80%(13年度～15年度における処理期間1か月以内のもの割合の平均を上回る水準)以上とする。		

68	成果目標を達成するための手法	平成13年10月の制度開始以降都道府県労働局に寄せられた様々な事案の蓄積を活用することにより、類似の紛争事案に対する適正な助言及び指導のより迅速な実施を図る。	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	都道府県労働局長による助言及び指導を終了した件数のうち、処理期間1ヶ月以内のもの割合を指標とし評価を実施する。	
	実績	都道府県労働局長による助言及び指導の処理期間1ヶ月以内のもの割合：96%			
	評価	目標を達成しており、増加する個別労働紛争の実情に即した、迅速かつ適正な解決の促進のためには不可欠な事業であることから、引き続き実施する必要がある。			
	18年度成果目標	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることとし、都道府県労働局長による助言及び指導の処理期間1か月以内のもの割合を90%以上とする。		18年度予算額	571

69	施策名	総合的短時間労働者対策推進費			
	施策概要	都道府県労働局において、短時間雇用管理者に対する講習会等を実施する。 さらに、短時間労働援助センターにおいて、短時間労働者の均衡処遇に向けた取組を支援する事業主への助成金の支給、短時間労働者に係る情報提供・相談援助、均衡確保に向けた取組推進事業所の支援等、短時間労働者の労働福祉向上を図ることを目的とした事業を総合的に実施する。		17年度予算額	834
	17年度成果目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>短時間労働者雇用管理改善等助成事業 中小企業事業主団体については、その傘下企業において、指針に規定される労働条件の明示、就業規則の整備、年次有給休暇の付与等の実施率を上げ、80%以上を確保する。</li> <li>短時間労働者に係る情報提供、相談援助事業 相談援助事業等の参加者について、内容が有益であった旨の評価を80%以上確保する。</li> <li>均衡処遇推進事業 業種別使用者会議の参加者について、取組事例、情報交換等の内容が有益であった旨の評価を80%以上確保する。</li> </ol>			
	成果目標を達成するための手法	<ol style="list-style-type: none"> <li>各事業主団体に対し、労働条件の明示、就業規則の整備、年次有給休暇の付与等は労働基準法等に定められた義務規定であることを周知徹底し、労働条件通知書やパートタイマー用就業規則のモデル様式を作成させる等助言・援助を行う。</li> <li>パートタイム労働に関する最新情報の提供や関係機関の協力を得た形で相談への適切な対応など、実施内容について工夫する。</li> <li>参加者が、均衡処遇に取り組むことのメリットを理解し、取組意欲が高まるように、事例等情報提供の内容について工夫する。</li> </ol>	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	助成金の支給団体に対するアンケートの実施結果等を指標として評価を実施する。	
実績	<ol style="list-style-type: none"> <li>労働条件の明示：83.2%、就業規則の整備：92.6%、年次有給休暇の付与：83.1%、解雇の予告：95.1%、退職時の証明：93.8%、雇用保険の適用：82.8%</li> <li>パートタイム労働ガイダンスの参加者について、内容が有益であった旨の評価：97.8%</li> <li>パートタイム雇用管理改善セミナーの参加者について、内容が有益であった旨の評価：95.0%</li> <li>業種別使用者会議の参加者について、取組事例、情報交換等の内容が有益であった旨の評価：97.3%</li> </ol>				

評価	目標を達成し、短時間労働者が著しく増加し、我が国の経済社会に欠くことのできない存在となっている中、短時間労働者が安心して働くことのできる環境の整備に役立っているが、事業の必要性等の観点から、廃止、整理を含めた見直しを行う必要がある。		
18年度 成果目標	1 短時間労働者雇用管理改善等助成事業 短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給を受けた事業所のうち、支給1年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがある割合を80%以上確保する。 2 短時間労働者に係る情報提供、相談援助事業 短時間労働者の定着に関して具体的な問題を抱えていた事業主について、パートタイム雇用管理改善セミナーを参考にして雇用管理の改善を図ることとした割合を80%以上確保する。 3 均衡処遇推進事業 ① 業種別使用者会議の参加者について、取組事例、情報交換等の内容が有益であった旨の評価を80%以上確保する。 ② 診断表による自己診断の結果、改善が必要な事業所からの求めに応じた情報提供、相談援助等を80%以上行う。 ③ 正社員と職務が同じパートタイム労働者を雇用するものの業種別使用者会議に参加するまで同業他社の取組がわからないことから均衡処遇に向けて取り組んでこなかった事業主のうち、会議への参加をきっかけに転換制度の整備など具体的取組を行うこととしたものの割合を80%以上確保する。	18年度 予算額	766

施策名	勤労青少年の国際交流促進事業		
施策概要	1 青少年を国際感覚豊かな職業人として育成するため、ワーキング・ホリデー制度を利用する青少年に対して、情報提供、オリエンテーション等の支援事業を実施する。 2 来日青少年に対して、職業紹介、労働条件及び生活習慣に関する個別の相談、指導を実施するほか、ワーキング・ホリデー制度の利用を希望する日本の青少年に対しても、渡航手続、旅行先の国内事情等の相談指導を行うため相談員を配置する。	17年度 予算額	38
17年度 成果目標	1 本事業により提供した情報、相談の内容が有用であった旨の評価を80%以上得る。 2 来所者数 17,000人以上とする。		
70 成果目標 を達成す るための 手法	ワーキング・ホリデー制度についての普及・啓発用のパンフレットを都道府県、国際交流協会等へ配付し、各地でオリエンテーション・説明会を実施する。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	アンケートの実施結果を指標として評価を実施する。
実績	1 オリエンテーション、説明会について「大変良い」、「良い」と回答した者の割合：80.4% 2 来所者数：14,527人		
評価	情報、相談の内容が有用であった旨の評価については目標を達成したが、来所者数については目的を達成できなかった。なお、ワーキング・ホリデー制度の利用者は、今後増加していくことが見込まれることから、制度利用者に対し情報提供等を行う必要性はある。しかしながら、制度利用者の状況を見ると、制度利用後に安定した職に就けない者が多くなっていることから、単なる情報提供だけでなく、同制度を利用する若年に適切な支援を行うことにより、制度利用後の早期再就職の促進を図っていくため、18年度予算より事業内容を見直しを行った。		
18年度 成果目標	※ 平成17年度限り。		18年度 予算額 0

施策名	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費交付金（独立行政法人）		
施策概要	<p>労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資することを目的として以下の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働政策について総合的な調査及び研究</li> <li>2 労働政策についての情報及び資料収集・整理</li> <li>3 労働政策の研究促進のための研究者及び有識者の海外からの招へい及び海外への派遣</li> <li>4 調査研究結果等の成果の普及及び政策の提言</li> <li>5 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員等に対する研修</li> </ol>	17年度 予算額	153
17年度 成果目標	<p>独立行政法人労働政策研究・研修機構の中期目標（別紙5）を達成する。 なお、平成17年度における目標は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 取りまとめた研究成果のうち、10件以上について、外部評価による総合評価で優秀であるとの評価を得ることをめざす。</li> <li>2 関連専門誌等への論文掲載を27件以上とすることをめざし、そのうち、3件以上は査読を経ることを掲載の条件とする雑誌等への掲載であることをめざす。</li> <li>3 調査研究事業について、アンケート調査に回答した有識者の3分の2以上の者から「有益である」との評価を得る。</li> <li>4 調査研究等の成果について、ニュースレターを月1回以上、メールマガジンを週2回以上、関係者に情報発信する。</li> <li>5 ホームページへのアクセス件数を640万件以上とする。</li> <li>6 フォーラム、国際シンポジウム等の開催のべ件数を17件以上とする。</li> <li>7 研修を受けた労働関係事務担当職員その他関係者の85%以上の者から、研修が「有意義だった」との評価を得る。</li> </ol> <p>（※ 独立行政法人労働政策研究・研修機構中期目標対象期間：平成15年10月～平成19年3月）</p>		
成果目標 を達成する ための 手法	<p>外部有識者により構成される総合評価諮問会議、同リサーチ・アドバイザー一部会、研究基盤整備事業等有識者懇談会及び研修事業有識者懇談会を法人独自に設置し、年度計画等に係る事前評価及び年度等の業務実績についての評価を行うことで、中期目標・中期計画に沿った適正で質の高い業務運営を確保するよう務める。</p>	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成18年度に年度評価、平成19年度に事後評価を実施する。
実 績	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 31件</li> <li>2 論文掲載34件、査読付掲載10件</li> <li>3 94.8%</li> <li>4 月1回、週2回</li> <li>5 1,200万件以上</li> <li>6 延べ20件</li> <li>7 96.1%</li> </ol>		
評 価	<p>評価委員会では、「平成17年度の業務実績については、中期目標・中期計画に沿った取り組みが行われ、年度計画に掲げられた目標値の達成、利用者からの高い満足度及び有益度が確保されている。」、「調査研究の成果については、43件の研究成果のうち31件が外部評価で優秀（A以上）との評価を得るとともに、関係専門誌への論文掲載が34件（うち10件が査読付き）に上るなど、平成16年度に引き続き、年度計画を上回る成果を上げているが、前年度実績との比較を行い、その基準においても上回っているかにも留意することが必要である。」、「労働政策フォーラムなど政策議論の場の提供については、若年者の就業支援や、高齢者の雇用継続等興味深いテーマについて開催された。評価にあたっては満足度だけでなく参加者の所属等から見て多角的に評価すべきである。」、「労働関係事務担当職員に対する研修については、研究員が研究だけでなく研修にも係わることが受講生・研究員双方に良い効果を生じていると評価できる。」とされたところであり、引き続き中期目標・中期計画に沿った適正で質の高い業務運営を確保する必要がある。</p>		

71

18年度 成果目標	<p>独立行政法人労働政策研究・研修機構の中期目標（別紙5）を達成する。 なお、平成18年度における目標は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 取りまとめた研究成果のうち、10件以上について、外部評価による総合評価で優秀であるとの評価を得る。</li> <li>2 関連専門誌等への論文掲載を27件以上とし、そのうち、3件以上は査読を経ることを掲載の条件とする雑誌等へ掲載する。</li> <li>3 調査研究事業について、アンケート調査に回答した有識者の3分の2以上の者から「有益である」との評価を得る。</li> <li>4 調査研究等の成果について、ニュースレターを月1回以上、メールマガジンを週2回以上、関係者に情報発信する。</li> <li>5 ホームページへのアクセス件数を640万件以上とする。</li> <li>6 フォーラム、国際シンポジウム等の開催のべ件数を17件以上とする。</li> <li>7 研修を受けた労働関係事務担当職員その他関係者の85%以上の者から、研修が「有意義だった」との評価を得る。</li> </ol> <p>（※ 独立行政法人労働政策研究・研修機構中期目標対象期間：平成15年10月～平成19年3月）</p>	18年度 予算額	152
--------------	--	-------------	-----

72	施策名	中小企業福祉事業			
	施策概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 中小企業における労務管理の向上等を図るため、モラルサーベイ調査による問題点の把握、中小企業労働施策アドバイザーによる指導等の事業を行う都道府県に対して補助を行う。</li> <li>2 中小企業を中心とする労使双方からの労働相談・情報提供ニーズに的確に対応するため、労働相談員の配置等により相談窓口の高度化・専門化等を図る都道府県に対して補助を行う。</li> <li>3 省幹部と労使団体等の政策担当実務者による懇談の場を設け、労使交渉、雇用の安定、労働災害の防止等に係る問題点や政策に関する政労使の意見交換を行い、もって、労働者の福祉の増進に関する合意を積極的に形成し、労働福祉政策の企画・立案に資する。</li> </ol>	17年度 予算額	155	
	17年度 成果目標	—			
	成果目標を達成するための手法	中小企業施策アドバイザーにより、労務改善すべき問題点を確実に把握し、改善に向けた具体的な指導及び助言を行う。	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	労務改善指導対象となった事業所に対して、改善指導を行った結果（改善状況）に関する調査を行い、改善割合を指標として評価する。	
	実績	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働相談件数：181,332件</li> <li>2 懇話会開催回数：5回</li> </ol>			
	18年度 成果目標	中小企業施策アドバイザーによりモラルサーベイ実施結果を踏まえた労務改善指導を行った事業所について、指導後6ヶ月以上経過した事業所を調査対象とし、労務改善済み又は改善途中の事業所の比率を1/3以上とする。	18年度 予算額	118	